

有価証券報告書

事業年度 自 2022年4月1日
(第61期) 至 2023年3月31日

株式会社 ミスミグループ本社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第61期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	13
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	13
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	14
3 【事業等のリスク】	19
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	21
5 【経営上の重要な契約等】	25
6 【研究開発活動】	25
第3 【設備の状況】	26
1 【設備投資等の概要】	26
2 【主要な設備の状況】	26
3 【設備の新設、除却等の計画】	28
第4 【提出会社の状況】	29
1 【株式等の状況】	29
2 【自己株式の取得等の状況】	59
3 【配当政策】	60
4 【コーポレートガバナンスの状況等】	61
第5 【経理の状況】	78
1 【連結財務諸表等】	79
2 【財務諸表等】	119
第6 【提出会社の株式事務の概要】	129
第7 【提出会社の参考情報】	130
1 【提出会社の親会社等の情報】	130
2 【その他の参考情報】	130
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	131

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月23日
【事業年度】	第61期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
【会社名】	株式会社ミスミグループ本社
【英訳名】	MISUMI Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 西 本 甲 介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南一丁目6番5号 (2023年3月1日付で、東京都文京区後楽二丁目5番1号から上記に移転しております。)
【電話番号】	03-6777-7800 (代表)
【事務連絡者氏名】	C F O ・ 常務執行役員 兼 ファイナンスプラットフォーム 代表執行役員 高 波 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段南一丁目6番5号
【電話番号】	03-6777-7579
【事務連絡者氏名】	C F O ・ 常務執行役員 兼 ファイナンスプラットフォーム 代表執行役員 高 波 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第57期	第58期	第59期	第60期	第61期
決算年月		2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高	(百万円)	331,936	313,337	310,719	366,160	373,151
経常利益	(百万円)	31,815	23,245	27,189	52,500	47,838
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	24,034	16,504	17,138	37,557	34,282
包括利益	(百万円)	23,988	10,816	24,969	53,528	42,810
純資産額	(百万円)	205,424	211,630	233,569	279,959	314,224
総資産額	(百万円)	252,393	264,684	288,921	347,390	378,458
1株当たり純資産額	(円)	717.56	737.99	813.57	975.04	1,093.98
1株当たり当期純利益	(円)	84.80	58.18	60.36	132.15	120.53
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	84.48	57.98	60.14	131.72	120.18
自己資本比率	(%)	80.6	79.2	80.0	79.8	82.3
自己資本利益率	(%)	12.4	8.0	7.8	14.8	11.7
株価収益率	(倍)	32.5	40.5	53.3	27.7	27.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	13,048	28,218	36,492	55,391	31,447
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△16,955	△16,659	△7,069	△22,761	△19,033
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△5,991	△6,428	△5,530	△9,609	△11,169
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	41,753	44,439	71,964	101,443	106,640
従業員数 [ほか、平均臨時従業員数]	(名)	12,300 [1,882]	12,138 [1,398]	11,682 [1,126]	11,842 [1,024]	11,804 [933]

(注) 1 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第60期の期首から適用しており、第60期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第57期	第58期	第59期	第60期	第61期
決算年月		2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
営業収益	(百万円)	26,248	23,608	22,120	26,307	22,123
経常利益	(百万円)	4,653	4,177	4,134	8,142	9,680
当期純利益	(百万円)	4,379	3,885	3,920	7,953	9,375
資本金	(百万円)	13,023	13,231	13,436	13,664	13,936
発行済株式総数	(千株)	283,756	284,028	284,244	284,452	284,675
純資産額	(百万円)	64,472	63,755	64,636	65,377	66,104
総資産額	(百万円)	70,070	71,849	71,104	77,548	105,672
1株当たり純資産額	(円)	222.62	219.07	221.21	223.13	225.32
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	21.20 (10.21)	14.55 (7.51)	15.09 (5.91)	33.04 (18.33)	30.14 (17.80)
1株当たり当期純利益	(円)	15.45	13.70	13.81	27.98	32.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	15.39	13.65	13.76	27.89	32.87
自己資本比率	(%)	90.1	86.6	88.4	81.8	60.7
自己資本利益率	(%)	6.9	6.2	6.3	12.6	14.7
株価収益率	(倍)	178.1	172.0	232.8	131.0	100.1
配当性向	(%)	137.3	106.3	109.3	118.1	91.4
従業員数 [ほか、平均臨時従業員数]	(名)	1,293 [1,104]	1,448 [825]	1,590 [749]	1,509 [697]	579 [136]
株主総利回り (比較指標： 配当込み TOPIX)	(%) (%)	94.9 (95.0)	81.8 (85.9)	111.8 (122.1)	128.3 (124.6)	116.9 (131.8)
最高株価	(円)	3,410	3,075	3,655	5,230	3,795
最低株価	(円)	2,001	1,804	2,179	2,999	2,618

(注) 1 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第60期の期首から適用しており、第60期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	沿革
1963年2月	電子機器及びベアリング等の販売を目的として三住商事株式会社（資本金500千円）を東京都千代田区に設立。
1965年7月	プレス金型用部品として、ノックピンを発売。
1973年6月	中部営業所（現 名古屋営業所）を愛知県日進町（現 愛知県日進市）に開設。 以後各地に営業所を開設、展開。
1977年1月	「プレス金型用標準部品」カタログを創刊。
1980年1月	業界情報・技術情報の提供を目的に情報紙「Voice」を創刊。
1981年4月	関西地区流通センターとして関西プラント（現 西日本流通センター）を兵庫県三田市に開設。
1985年5月	「プラスチック金型用標準部品（現 プラ型用標準部品）」カタログを創刊。
1987年9月	台湾台北市に台北支店（日商三住商事）を開設。
1988年2月	米国イリノイ州に現地法人「MISUMI USA, INC.（現 連結子会社）」を設立。
1988年9月	「自動機用標準部品（現 FA用メカニカル標準部品）」カタログを創刊。
1989年5月	株式会社ミスミに商号変更。 台湾台北市に現地法人「MISUMI TAIWAN CORP.（現 連結子会社）」を設立し、台北支店の業務を継承。
1991年4月	「研究開発用電子部品（現 FA用エレクトロニクス）」カタログを創刊。
1991年8月	関西プラント（現 西日本流通センター）新社屋完成。
1993年7月	「金型加工用工具（現 Tool-DIRECT）」カタログを創刊。
1994年1月	東京証券取引所市場第二部に上場。
1994年4月	シンガポールに現地法人「MISUMI SOUTH EAST ASIA PTE., LTD.（現 連結子会社）」を設立。
1994年7月	「FA用加工部品（現 メカニカル加工部品）」カタログを創刊。
1995年6月	FAコンピュータ部品「コンピュータ&ネットワーク部品（現 FA用エレクトロニクス）」カタログを創刊。
1995年8月	香港に現地法人「MISUMI E.A. HK LIMITED（現 連結子会社）」を設立。
1997年1月	タイ バンコクに現地法人「MISUMI (THAILAND) CO., LTD.（現 連結子会社）」を設立。
1998年9月	東京証券取引所市場第一部に上場。
1999年5月	ソウル（韓国）に現地法人「MISUMI KOREA CORP.（現 連結子会社）」を設立。
2003年4月	ドイツに現地法人「MISUMI EUROPA GmbH（現 連結子会社）」を設立。
2003年6月	上海（中国）に現地法人「上海ミスミ精密機械有限公司（現 ミスミ（中国）精密機械貿易有限公司）（現 連結子会社）」を設立。
2003年10月	上海（中国）に物流拠点としてQCT配送センターを開設。
2004年5月	北米にてFAインチ単位カタログを創刊。 北米に物流拠点としてQCT配送センターを開設。
2005年4月	「駿河精機株式会社（現 株式会社駿河生産プラットフォーム）（現 連結子会社）」を買収。 「株式会社ミスミグループ本社」へ商号変更、全事業を承継する「株式会社ミスミ（現 連結子会社）」を設立。
2005年7月	広州（中国）に物流・生産拠点としてQCT配送センターを開設。 ベトナムに駿河ベトナム第2工場を開設。
2005年10月	タイに物流・生産拠点としてQCT配送センター、駿河タイ工場を開設。
2006年1月	フランクフルト（ドイツ）に物流拠点としてQCT配送センターを開設。
2006年8月	静岡県に「三島精機株式会社（現 連結子会社）」を設立。
2006年9月	韓国に現地法人「SURUGA KOREA CO., LTD.（現 連結子会社）」を設立。
2006年10月	マレーシアに営業拠点を開設。 韓国に物流拠点としてQCT配送センターを開設。
2006年12月	ベトナムに営業拠点を開設。
2007年2月	韓国に生産拠点として駿河韓国工場を開設。
2007年4月	熊本県にカスタマー・サービス・センターとしてミスミQCTセンター熊本を開設。
2007年10月	兵庫県神戸市に集合生産基地としてミスミ生産パークを設立。
2007年11月	深セン（中国）に営業拠点を開設。
2008年3月	株式会社ミスミの子会社として、「株式会社SPパーツ」の株式を全額譲受。
2009年3月	インドに現地法人「MISUMI INDIA Pvt. Ltd.（現 連結子会社）」を設立。

年月	沿革
2010年7月	イタリアに営業拠点を開設。
2010年8月	寧波（中国）に営業拠点を開設。
2011年1月	駿河精機株式会社を「株式会社駿河生産プラットフォーム」へ商号変更、OST事業を継承する子会社「駿河精機株式会社(現 連結子会社)」を新設し営業を継続。
2011年2月	マレーシア営業所を現地法人化（MISUMI MALAYSIA SDN. BHD.）（現 連結子会社）。
2011年4月	インドに現地法人「SURUGA India Pvt. Ltd.（現 連結子会社）」を設立。
2011年5月	大邱（韓国）に営業拠点を開設。
2011年6月	武漢（中国）、バンガロール（インド）、新竹（台湾）に営業拠点を開設。
2011年7月	蘇州、東莞（中国）に営業拠点を開設。
2011年8月	上海（中国）に現地法人「スルガセイキ商貿(上海)有限公司（現 SURUGA SEIKI SALES&TRADING (SHANGHAI) Co., Ltd.）（現 連結子会社）」を設立。
2011年9月	北京（中国）に営業拠点を開設。
2011年10月	大連（中国）に営業拠点を開設。 ベトナムに生産拠点として駿河ベトナム第3工場を開設。 インドに生産拠点として駿河インド工場を開設。
2012年3月	青島（中国）に営業拠点を開設。
2012年7月	成都（中国）に営業拠点を開設。
2012年11月	米国金型部品メーカーの「Dayton Progress Corporation（現 連結子会社）」および The Anchor Danly Company の Components 事業会社である「Anchor Lamina America, Inc.（現 連結子会社）」を買収。
2013年1月	南通（中国）に「SURUGA SEIKI (NANTONG) Co., LTD.（現 連結子会社）」を設立。 インドネシアに現地法人「PT. MISUMI INDONESIA（現 連結子会社）」を設立。
2013年3月	西安（中国）に営業拠点を開設。
2013年5月	厦門（中国）に営業拠点を開設。
2013年9月	チカラン（インドネシア）に営業拠点・配送センターを開設。
2014年3月	南通（中国）に生産拠点として、南通工場を開設。
2014年7月	株式会社駿河生産プラットフォームが一般社団法人日本能率協会の2014年度 GOOD FACTORY 賞「ものづくりプロセス革新賞」を受賞。
2015年4月	株式会社ミスミが「株式会社ダイセキ」を子会社化。
2015年10月	ベトナムに生産拠点として駿河ベトナム第4工場を開設。
2016年7月	ベトナムに現地法人「MISUMI VIETNAM CO., LTD.」を設立。
2017年11月	メキシコに現地法人「MISUMI Mexico S.de R.L. de C.V.」および「MISUMI Mexico Service S.de R.L. de C.V.」を設立。
2019年4月	愛知県稲沢市に中日本流通センターを開設。
2019年8月	佛山（中国）に現地法人「SURUGA SEIKI (FOSHAN) Co., LTD.（現 連結子会社）」を設立。
2019年10月	上海（中国）に現地法人「ミスミ（上海）投資有限公司（現 連結子会社）」を設立。
2019年11月	シンガポールに現地法人「MISUMI TREASURY SINGAPORE PTE. LTD.（現 連結子会社）」を設立。
2020年1月	神奈川県川崎市に東日本流通センターを移転拡張。
2020年3月	上海（中国）に現地法人「MISUMI (Shanghai) Supply Chain Management Co.,Ltd.（現 連結子会社）」を設立。
2020年8月	フランスに営業拠点を開設。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移動。
2022年9月	株式会社ミスミと株式会社コアコンセプト・テクノロジーの合弁会社である株式会社DTダイナミクスを設立。
2023年1月	デジタル機械部品調達サービス「meivy（メビー）」が第9回 ものづくり日本大賞『内閣総理大臣賞』を受賞。
2023年3月	本社を東京都千代田区九段南一丁目6番5号に移転。

3 【事業の内容】

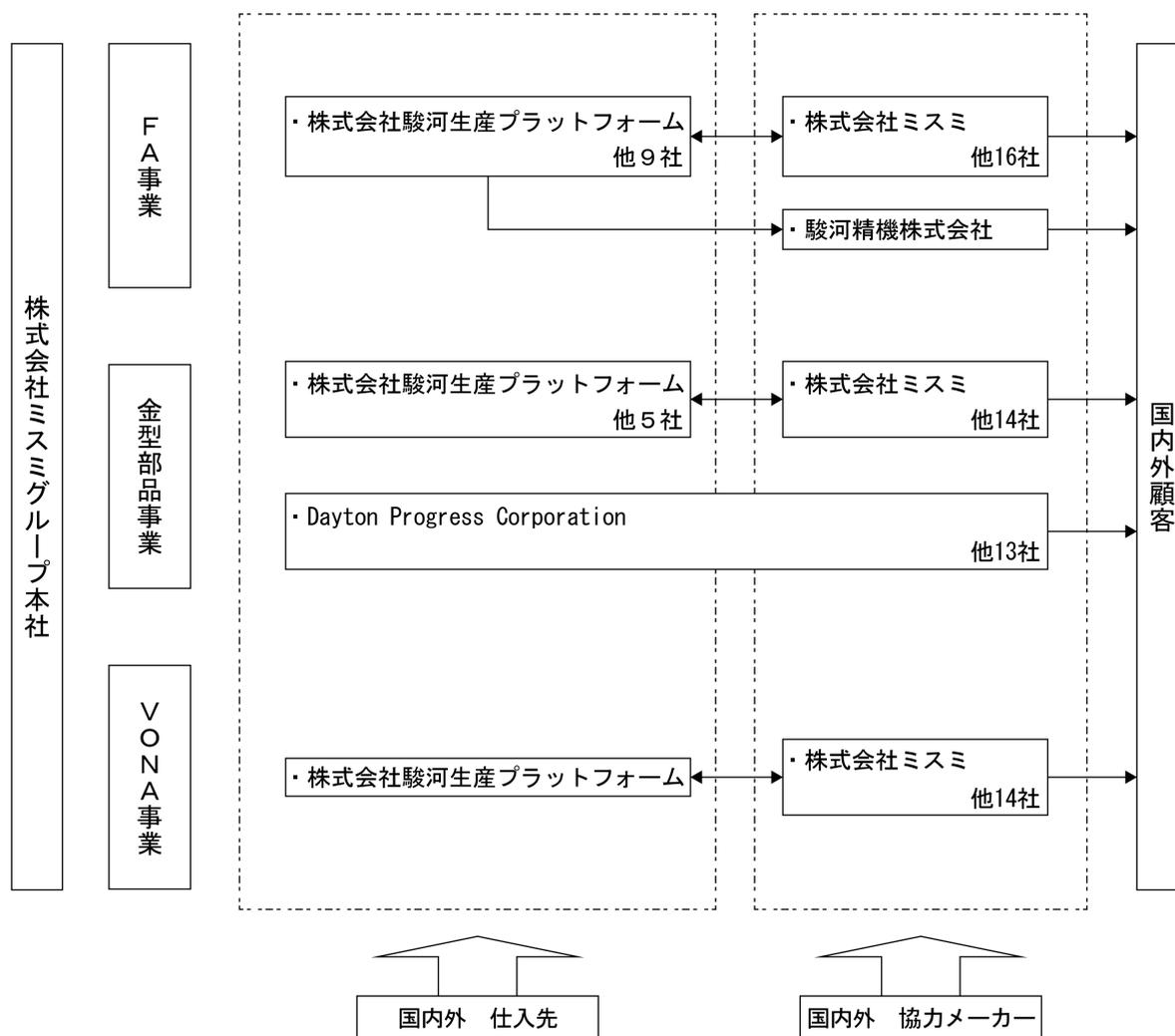
当社グループは、株式会社ミスミグループ本社(当社)、連結子会社51社、非連結子会社1社及び関連会社2社で構成されており、F A事業、金型部品事業、VONA事業の3つの領域において事業を展開しております。

当社グループの事業に関わる位置付け及び報告セグメントとの関係は次のとおりであります。

なお、報告セグメントと同一の区分であります。

事業の名称	事業の概要	主要な取扱商品名	主要な子会社及び関連会社名
F A事業	F A（ファクトリーオートメーション）などの生産システムの合理化・省力化で使用される自動機の標準部品（シャフト、ブッシュ、リニアガイド、位置決め部品、プーリー、アルミフレーム、ステージなど）をはじめ、高精度の精密生産装置に利用される自動位置決めモジュール、光技術関連の各種実験研究機器の開発・提供と電子機器類のデジタル化に伴い変化する各種機器生産現場への部材などを開発・提供しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・シャフト ・ブッシュ ・リニアガイド ・位置決め部品 ・プーリー ・ステージ <p style="text-align: right;">等</p>	株式会社ミスミ 株式会社駿河生産プラットフォーム 駿河精機株式会社 (計28社)
金型部品事業	主に自動車、電子・電機機器分野に金属塑性加工用プレス金型、プラスチック射出成形用金型に組み込む金型標準部品（パンチ&ダイ、スプリングガイド、エジェクタピン、コアピン、ガイド、リテーナなど）、精密金型部品の開発・提供をしております。	<ul style="list-style-type: none"> ・パンチ&ダイ ・スプリングガイド ・エジェクタピン ・コアピン ・ガイド ・リテーナ <p style="text-align: right;">等</p>	株式会社ミスミ 株式会社駿河生産プラットフォーム Dayton Progress Corporation (計35社)
VONA事業	ミスミブランド以外のメーカー品も取り揃えた、ウェブ販売を中心とする一般流通品事業です。製造・自動化関連設備部品に加えて、間接材やMRO（消耗品）などを提供しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・空圧・配管部品 ・ねじ・ボルト ・座金・ナット ・配線部品 ・制御部品・PC部品 ・切削工具 ・生産加工用品 ・梱包・物流保管用品 ・安全保護用品 ・環境衛生用品 ・オフィス用品 <p style="text-align: right;">等</p>	株式会社ミスミ ミスミ（中国）精密機械貿易有限公司 株式会社駿河生産プラットフォーム (計16社)

事業の系統図は次の通りであります。



- (注) 1 ←→ は、製品・商品、サービスの流れを表しております。
 2 本状況は、2023年3月31日現在の企業集団の状況を記載しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容	摘要
(連結子会社) 株式会社ミスミ	東京都 千代田区	850 百万円	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0	当社グループの販売拠点 及び調達拠点 役員の兼任 1名	(注4、5)
駿河精機株式会社	静岡県 静岡市	100 百万円	F A 事業	100.0	当社グループの販売拠点 役員の兼任 1名	
株式会社駿河生産 プラットフォーム	静岡県 静岡市	491 百万円	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0	当社グループの生産拠点 役員の兼任 1名	
三島精機株式会社	静岡県 駿東郡	80 百万円	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注2)
株式会社ダイセキ	兵庫県 神戸市	10 百万円	F A 事業	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名	(注2)
株式会社DTダイナミクス	東京都 千代田区	100 百万円	F A 事業	66.0 (66.0)	役員の兼任 1名	(注2)
ミスミ(上海)投資有限公司	中国 上海	608,542 千RMB	持株会社	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名	(注2、4)
ミスミ(中国)精密機械貿易 有限公司	中国 上海	587,328 千RMB	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点及び調達拠 点として、主として中国地区を担当 役員の兼任 1名	(注2、4、 5)
MISUMI (Shanghai) Supply Chain Management Co., Ltd.	中国 上海	14,142 千RMB	サプライチェ ーン管理	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名	(注2)
SURUGA SEIKI SALES&TRADING (SHANGHAI) Co., Ltd.	中国 上海	25,325 千RMB	F A 事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注2)
SURUGA SEIKI (NANTONG) Co., LTD.	中国 南通	624,769 千RMB	F A 事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点 役員の兼任 1名	(注2、4)
SURUGA SEIKI (SHANGHAI) Co., LTD.	中国 上海	112,992 千RMB	F A 事業 金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注2、4)
SURUGA SEIKI (FOSHAN) Co., LTD.	中国 佛山	31,812 千RMB	F A 事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注2)
Wuhan IEM Precision Technology Co.,Ltd.	中国 武漢	13,117 千RMB	金型部品事業	63.0 (63.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
MISUMI TAIWAN CORP.	台湾 台北	15,000 千NT\$	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点及び調達拠 点として、主として台湾地区を担当 役員の兼任 1名	(注2)
MISUMI KOREA CORP.	韓国 ソウル	700,000 千KRW	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0	当社グループの販売拠点及び調達拠 点として、主として韓国地区を担当 役員の兼任 1名	
SURUGA KOREA CO., LTD.	韓国 京畿道	2,502,840 千KRW	F A 事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注2)
MISUMI Vietnam CO., LTD.	ベトナム バクニン	405,237 百万VND	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点及び調達拠 点として、主としてベトナム地区を 担当 役員の兼任 1名	(注2、4)
SAIGON PRECISION CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	95,200 千US\$	F A 事業 金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注2、4)
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨーン	118,805 千THB	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主としてタイ地区を担当 役員の兼任 1名	(注2)
SURUGA (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨーン	107,000 千THB	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注2)
MISUMI INDIA Pvt. Ltd.	インド グルガオン	1,878,720 千INR	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主としてインド地区を担当 役員の兼任 1名	(注2、4)
SURUGA India Pvt. Ltd.	インド グルガオン	360,460 千INR	金型部品事業	100.0 (99.7)	当社グループの生産拠点	(注2)

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容	摘要
MISUMI SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.	シンガポール	1,000 千S\$	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主として東南アジア・オセアニア地 区を担当 役員の兼任 1名	(注2)
MISUMI TREASURY SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール	166,300 千US\$	グループファ イナンス業務 等	100.0 (99.9)		(注2、4)
MISUMI MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア スランゴール	2,500 千MYR	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主としてマレーシア地区を担当 役員の兼任 1名	(注2)
PT. MISUMI INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	127,552 百万IDR	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主としてインドネシア地区を担当 役員の兼任 1名	(注2)
MISUMI USA, INC.	米国 イリノイ州	4,900 千US\$	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主として北米地区を担当	(注2)
MISUMI Investment USA Corporation	米国 デラウェア州	100 US\$	持株会社	100.0 (100.0)		(注2)
Dayton Lamina Corporation	米国 オハイオ州	1,000 US\$	持株会社	100.0 (100.0)		(注2)
Dayton Progress International Corporation	米国 オハイオ州	2,500 US\$	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注2)
Dayton Progress Corporation	米国 オハイオ州	348 千US\$	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
Anchor Lamina America, Inc.	米国 ミシガン州	0 US\$	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
P. C. S. Company	米国 ミシガン州	500 千US\$	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
Connell Asia Limited LLC	米国 デラウェア州	1,000 千US\$	持株会社	100.0 (100.0)		(注2)
Connell Anchor America, Inc.	米国 デラウェア州	0 US\$	持株会社	100.0 (100.0)		(注2)
Dayton Progress Canada, Ltd.	カナダ オンタリオ州	100 CA\$	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
MISUMI Mexico S. de R. L. de C. V.	メキシコ ケタロ	172,636 千MXN	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主として南米地区を担当	(注2)
Dayton Progress (Mexico), S. de R. L. de C. V.	メキシコ ケタロ	240,274 千MXN	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
MISUMI Europa GmbH	ドイツ フランクフルト	6,500 千EUR	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主として欧州地区を担当	(注2)
Dayton Progress GmbH	ドイツ オーバーウルゼル	3,233 千EUR	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注2)
Dayton Progress SAS	フランス モー	440 千EUR	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注2)
Dayton Progress Ltd.	英国 ウォリックシャー	200 GBP	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注2)
Dayton Progress -Perfuradores Lda	ポルトガル アルコバサ	400 千EUR	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
Dayton Progress s. r. o.	チェコ ベナートキ・ ナト・イゼロウ	200 千CZK	金型部品事業	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
その他6社						
(持分法適用会社) 2社						

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
- 2 「議決権の所有又は被所有割合」欄は、すべて所有の割合であり、(内書)は間接所有の割合であります。
- 3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
- 4 連結子会社のうち特定子会社は、株式会社ミスミ、ミスミ(上海)投資有限公司、ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司、SURUGA SEIKI (NANTONG) Co., LTD.、SURUGA SEIKI (SHANGHAI) Co., LTD.、MISUMI Vietnam CO., LTD.、SAIGON PRECISION CO., LTD.、MISUMI INDIA Pvt. Ltd.及びMISUMI TREASURY SINGAPORE PTE. LTD.であります。
- 5 株式会社ミスミ及びミスミ(中国)精密機械貿易有限公司については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。なお、記載数値は連結会社相互間の内部取引について消去しておりません。

主要な損益情報等	株式会社ミスミ	ミスミ(中国) 精密機械貿易有限公司
① 売上高	208,934百万円	71,887百万円
② 経常利益	17,879百万円	5,781百万円
③ 当期純利益	12,301百万円	4,299百万円
④ 純資産額	114,453百万円	39,114百万円
⑤ 総資産額	166,129百万円	56,954百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2023年3月31日現在)

セグメントの名称	国内	海外	合計
FA事業	896 [81]	3,769 [23]	4,665 [104]
金型部品事業	224 [11]	2,810 [88]	3,034 [99]
VONA事業	49 [9]	77 [0]	126 [9]
全社(共通)(注2、3)	1,967 [678]	2,012 [43]	3,979 [721]
合計	3,136 [779]	8,668 [154]	11,804 [933]

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。尚、育成および人事交流を主目的としてミスミグループ外の企業へ出向している社員については、従業員数に含めています。
- 2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している実人員数であります。
- 3 各セグメントにわたって、受注・物流を担っている株式会社ミスミの従業員(748名)及び在外販売子会社(Dayton Lamina Corporation及びその子会社除く)の人員数(1,756名)については、全社(共通)に含めて表示しています。

(2) 提出会社の状況

(2023年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
579[136]	39.6	5.7	9,380,552

- (注) 1 当社と子会社である株式会社ミスミは、人事制度上はほぼ一体として運営されており、経営組織の変更などに伴い当社と株式会社ミスミの間で従業員の大規模な異動が発生することがあります。
上記の内容をふまえて、当社と株式会社ミスミを合計して計算した場合、正社員数は1,675名、平均年齢は38.9歳、平均勤続年数は6.5年及び平均年間給与は7,825,984円となります。
- 2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。尚、育成および人事交流を主目的としてミスミグループ外の企業へ出向している社員については、従業員数に含めています。
- 3 提出会社の従業員数は全てセグメント全社(共通)に含まれるため、合計人数のみ記載しております。
- 4 2022年4月の組織変更に伴い、当社から子会社である株式会社ミスミへ一部部門の人員が異動しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
提出会社及び連結子会社

(2023年3月31日現在)

当連結会計年度																	
名称	労働者に占める女性労働者の割合 (%) (注1)	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注1)	男性労働者の育児休業等取得率 (%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注1)			補足説明										
				全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者											
連結会社	36.0	22.7	—	—	—	—											
株式会社 ミスミグループ本社 および 株式会社ミスミ (注3)	43.2	14.5	37.7	58.1 (※1、 ※2)	66.0 (※1)	55.3 (※2)	<p>※1 当社は人種・国籍・性別等による差別は一切行わず、性差による賃金格差も許容しません。階層別の男女間賃金格差は以下の通りであり大きな格差はありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>女性賃金 (男性=100%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員・部門長</td> <td>132%</td> </tr> <tr> <td>ディレクター</td> <td>94%</td> </tr> <tr> <td>リーダー</td> <td>88%</td> </tr> <tr> <td>メンバー</td> <td>84%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 上記※1に加え、女性労働者に本人希望によるパートタイム・短時間労働者数が多いことが格差の理由です。</p>	階層	女性賃金 (男性=100%)	役員・部門長	132%	ディレクター	94%	リーダー	88%	メンバー	84%
階層	女性賃金 (男性=100%)																
役員・部門長	132%																
ディレクター	94%																
リーダー	88%																
メンバー	84%																
駿河精機株式会社 および 株式会社駿河生産 プラットフォーム (注3)	15.0	1.0	—	63.9 (※3)	67.3 (※3)	80.1	<p>※3 上記※1同様、階層別の男女間の格差は82~95%であり大きな格差はありません。</p>										

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものがあります。
- 2 「育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を出したものであります。
- 3 当社と株式会社ミスミは人事制度上はほぼ一体として運営されており、これらの法律に基づく行動計画においても一体としての目標設定を行っています。また、駿河精機株式会社および株式会社駿河生産プラットフォームについても同様に一体としての目標設定を行っています。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題

世界経済および日本経済は、アフターコロナの市場構造転換およびグローバルサプライチェーンの地域ブロック化がさらに進展する中、今後も不透明な経営環境が続くものと想定しています。一方で、産業界では様々な社会課題を見据えて自動化の需要はグローバルで一層の高まりが期待されます。

当社では、こうした顧客のニーズに対応すべく、今後もIT、生産、物流の事業基盤を進化させ、「グローバル確実短納期」にさらに磨きをかけてまいります。

また、より成長性・収益性の高い地域・事業・サービスへの集中を加速するとともに、競争環境の変化や地政学リスクなどを見据えてモデルの革新に取り組みます。

① 事業領域の拡大とグローバル展開

当社グループは、メーカー事業と流通事業を併せ持つ強みを最大限に発揮し、事業領域の拡大とグローバル展開を加速させています。メーカー事業では、FA事業、金型部品事業をグローバルで展開。従来カタログ・WEBに加え3D CADシステムに連携したサービスの提供を通じ、顧客の設備設計、調達プロセスを大幅に短縮させ、利便性の向上に貢献しています。

流通事業においては、VONA事業として他社ブランドを含めた商品領域を拡大させると同時に、当社顧客需要・特性に適合した独自の品揃え・サービスによりグローバル展開の加速を強力に推進しています。こうした取り組みを通じて、グローバルでの顧客基盤の継続的な強化・拡大を図り、今後の持続的成長を実現してまいります。

② 事業モデルの革新

事業モデルを革新し競争優位性を構築すべく、IT、生産、物流の事業基盤の強化に取り組んでいます。中でも、当社事業モデルの心臓部である基幹システムを抜本的に切り替えるためのIT強化投資は継続的に実行しています。

また、グローバルの顧客ニーズに対応するため、事業モデルを各地域・国で進化させていくことが求められています。そのために、各地域・国の市場の特性に合わせた商品・サービス開発や、IT、生産、物流の事業基盤の強化、サプライチェーンの強靱化などを進めてまいります。

引き続き、事業モデルの革新を継続することで、「グローバル確実短納期」の更なる進化を図ります。

③ 社会の持続的発展への貢献

当社グループの事業ドメイン、インダストリアル・オートメーション産業は、様々な社会活動の自動化・省力化などを実現し、社会の持続的発展に不可欠な存在です。

当社グループはお客さまに「確実短納期」と「ムダな工数削減」による「時間価値」を提供しています。お客さまの「時間革新」を通じ、社会の持続的発展に向けた循環の確立と推進に貢献し、自社の成長にもつなげてまいります。

当社グループでは、社員一人一人の挑戦が「時間価値」の向上を果たし、それによってお客さまが栄え、社会が栄え、さらに社員も栄える成長の連鎖、すなわち社員の挑戦を起点とした成長連鎖経営を志向します。

当社グループのサステナビリティに関する考え方、推進体制、重要課題、取り組みについては、次項以降をご参照ください。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、持続的成長を通じた企業価値の向上を目指しており、主に売上高や営業利益を経営指標として定めております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、当社グループが有価証券報告書提出日現在において合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) サステナビリティ全般についての方針

① ガバナンス

(a) サステナビリティに関する考え方

当社グループ事業の対象は、インダストリアル・オートメーション産業です。顧客・サプライヤーの「あらゆるムダの排除」により同業界の非効率解消に貢献しています。インダストリアル・オートメーション産業は様々な社会活動の自動化・省力化などを実現し、社会の持続的発展に不可欠なものとして寄与しています。社会の持続的発展が産業界の需要を創出し、それは当社グループにとって新たな機会の創出にも繋がります。

当社グループはこの循環の確立に貢献することで社会、産業界の持続的発展を支え、当社グループ自身の持続的成長に繋げていきたいと考えています。

(自社のサステナビリティへの取り組み)

当社グループは、インダストリアル・オートメーション産業のトータルサプライチェーン、トータルビジネスプロセスにおける非効率を「時間」を切り口に解消することで同業界の発展に貢献しています。グローバルで30万社を超えるお客さまにサービスを提供するサプライチェーンを構築し、「確実短納期」を実現することで産業界の様々なムダや工数を削減する「時間価値」を提供しています。この時間価値を継続的に向上させるために、事業、商品、サービスなどのビジネスモデルを常に進化・発展させるとともに、それらを支えるIT、生産、物流等の事業基盤強化、人材基盤構築に取り組んでいます。

(インダストリアル・オートメーション産業の持続的成長を支える取り組み)

自動化設備・装置の部品は一品一様であり、図面制作から見積もり、部品の加工、調達まで、煩雑な手間と長い納期を必要とする等、そのプロセスには極めて非効率な業務が散在します。当社グループは、自動化設備・装置に使う受注製作部品を規格化することで図面作成を不要にする等、お客さまの非効率業務にかかる時間を大幅に削減しています。また、部品一個からでも確実に納期を遵守する確実短納期をグローバルで実現することにより、不要な在庫を削減し、生産・稼働機会ロスなどを解消しています。さらに、3D CAD連携のデジタルサービス提供により、調達プロセスにかかるムダ・工数を約9割削減することで様々なエネルギー消費量を低減するとともに、紙図面を不要にする等、資源の有効活用促進にも寄与しています。

当社グループは、インダストリアル・オートメーション産業の「時間革新」を通じ、社会の持続的発展に貢献し続けています。

(社会の持続的発展への貢献)

当社グループは、事業展開そのものを通して、インダストリアル・オートメーション産業界の資源投入量・消費量を削減する付加価値を提供しています。顧客・サプライヤーのあらゆる「ムダ」を根本的に排除することによって、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄経済から循環型経済への移行加速に貢献します。

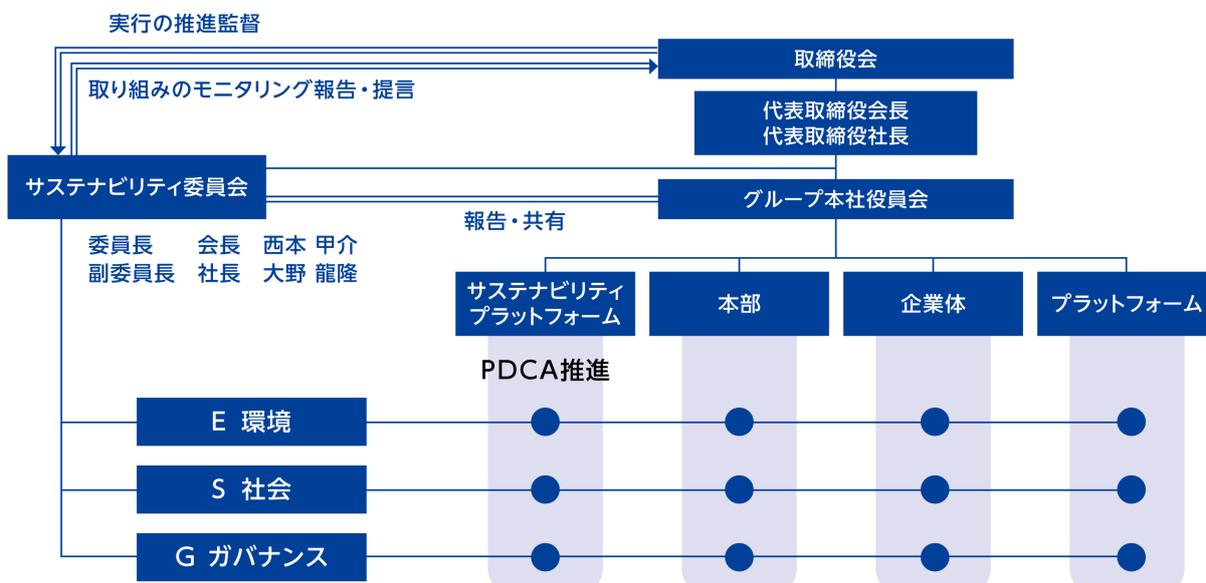
また、当社グループは社会要請であるESG推進に積極的に適応し、事業活動を通して、地球温暖化防止などの気候変動対策に取り組んでいます。自社に加え、顧客、サプライヤーが関係する各国の文化や歴史、人権、人材の多様性を尊重するとともに、ステークホルダーの皆様と連携し、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

(b) サステナビリティ推進体制

当社グループはサステナビリティへの一層の取り組みを強化するため、代表取締役会長を委員長、代表取締役社長を副委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し社会課題に対する取り組みを推進し、取締役会に報告・提言を行っています。

サステナビリティ経営をグループ全社で横断的に推進するため、サステナビリティプラットフォームを常設組織として持ち、グループの執行組織である本部・企業体・プラットフォームと連携して、ESGに関する目標設定・進捗状況のモニタリング、評価等を行い、サステナビリティへの取り組みを継続展開しています。

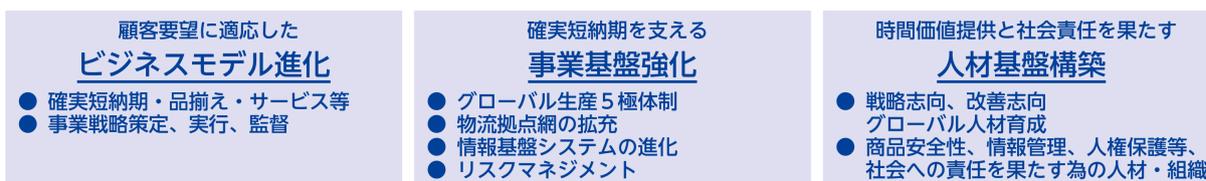
サステナビリティマネジメント体制



② 戦略

(a) サステナビリティにおける重要課題

当社グループは顧客時間価値を継続的に向上させ、事業活動を持続的に成長させるための3つの重要課題を特定しています。



事業、商品、サービスなどのビジネスモデルを常に進化・発展させるとともに、それらを支えるIT、生産、物流等の事業基盤強化、人材基盤構築に取り組んでいます。

③ リスク管理

当社グループは、前述戦略における3つの重要課題ごとに、環境、社会、ガバナンスそれぞれのESG観点でリスクと機会を特定しています。

(a) 環境

気候変動、資源枯渇、大気汚染などが当社の事業に影響をもたらすことが想定されます。

インダストリアル・オートメーション産業および当社の事業戦略実行へ及ぼす影響や、自社サプライチェーンへの影響で確実短納期での供給に脅威が生じるリスクがあります。

一方、自動化需要の高まりや労働生産性改革等効率化の要求が向上することはビジネスの伸長をもたらす機会となります。

(b) 社会

商品の品質・安全性に与える技術の進歩、法制の変化の影響、労働人口の現状や人権保護、データセキュリティへの意識向上が当社ビジネスに影響を与えると想定します。

具体的にサプライヤーの取引制限や品ぞろえの変化、生産コスト増加や人材の採用数未充足、サプライヤー人権保護が事業にとってのリスクになります。一方、取引のグローバル化、ブロック化による自動化設備部品の多様化や、社会課題解決に向けた商品・サービスへの関心、特定知識等人的資本重要性は当社の新しいビジネスへの機会となると考えています。

(c) ガバナンス

コーポレートガバナンスの要求、倫理行動、ステークホルダーエンゲージメントを通じ、当社企業活動への影響があると想定しています。

当社グループは、気候変動による災害の甚大化影響に加えて、感染症などのパンデミックも含めて事業継続計画の体制を構築しています。技術や社会の変化によりさまざまな当社の戦略実行・監督への制約や、技術の進化とそれに関連する規制および脅威が情報産業にとってのリスクになります。また、事業継続計画への顧客と社会のニーズの増加は当社の新しいビジネスへの機会となると考えています。

当社はこれらのリスクについて、自社に加えて、市場・顧客・調達先といったサプライチェーン全体で想定される影響について発生の可能性の予測と対応策の検討を行っております。また、一定の条件のもとに財務インパクトが試算可能なものについてはシミュレーションを実施しております。

気候変動による風水害の激甚化・地震などの大規模災害・パンデミックなど当社の商品供給や従業員の安全と健康に甚大な被害が予測されるものについては、非常時の事業継続計画を策定しており、日本法人に加えて、海外現地法人へも災害対策などの文書とプロセスや連絡の体制整備を図っております。

今後、具体的な想定と環境の変化に即して体制の充実と必要な訓練を行ってまいります。

④ 指標及び目標

当社グループの、各種サステナビリティの取り組みを推進するにあたり各種指標を作成し、目標と実績の確認、アクションの具体化を行っております。詳細は「(2)サステナビリティに関する取り組み」を参照ください。

気候変動対応については自社の温室効果ガス排出量の絶対値を計測、集計し、年度での実績を公開しています。2030年までに2020年比で42%の削減を行い、2050年にカーボンニュートラルという目標を設定しております。

人材の多様性については、グループ全体での従業員の男女比率を実績管理し、2023年3月現在、男女比64%:36%となっています。

(2) サステナビリティに関する取り組み

(a) 気候変動対応

当社グループは事業活動を通して、地球温暖化防止などの気候変動対策に取り組んでいます。

2021年9月にTCFD提言への賛同、「TCFDコンソーシアム」への参画を表明し、2022年3月には気候変動の影響が大きいメーカー事業を中心に、1.5°C/2°Cシナリオ、および4°Cシナリオに基づく分析を実施し、各々のシナリオへの移行リスク・物理リスク・機会の特定、事業インパクトの評価について情報開示をしました。

		分類	当社グループ影響	財務インパクト	対応戦略
リ ス ク	移 行	政策・法規制	炭素税の導入	大	市場調査
			配送費用の上昇	中	調達ソース開拓
			電力供給規制	小	調達ソース開拓
	市場・社会の変化	顧客行動の変化	中	市場調査	
	物 理	風水害激甚化	拠点ダメージ	中	グローバル最適生産 確実短納期遵守
機 会	事業機会増加	製品の需要増	大	対応する製品開発	
		早期復旧貢献増販	中	IT・生産投資拡大	
	費用低減	電力調達コスト減	中	再生エネルギー化推進	

また、2050年のカーボンゼロを実現するために、2030年度の温室効果ガス排出量（スコープ1およびスコープ2）を、2020年度対比で42%削減する目標を設定いたしました。

（単位：千t-CO2e）

温室効果ガス排出量	2019年度	2020年度	2021年度
スコープ1	10	9	8
スコープ2	66	61	63
スコープ3（注）	1,524	1,399	1,637
合計	1,600	1,469	1,708

（注）スコープ3排出量はカテゴリー1～7およびカテゴリー12で計算

この目標を達成するために、当社グループでは、これまで進めてきた省エネルギー活動を一層推進します。主な取り組みは以下のとおりです。

- ・生産拠点を中心にCO2フリー電気を導入
- ・2022年7月より日本国内で中部地区自前配送の1ルートにEV車両を導入

(b) 人権の尊重

当社グループでは、人権の尊重をすべての活動の基本原則と考え、事業に関わるすべての人々の人権を尊重しています。「ミスミグループ人権方針（以下「人権方針」）」を定め、常に国際社会と協調した経営や行動に努めております。「人権方針」では、当社グループが重点的に取り組むべき人権課題を以下の通り特定し、適切に対処しています。

- ・個人の基本的な人権、個性および多様性を尊重し、人種・国籍・性別・宗教・信条・出生・年齢・性的指向・身体的特徴・心身の障害等による差別や嫌がらせを禁止します。
- ・個人としての尊厳を不当に傷つける各種のハラスメント（セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・モラルハラスメント等）を禁止します。
- ・バックグラウンド・スキル・性別・国籍等の多様性の確保と機会均等を重視した人材の採用・育成・登用・処遇を行います。
- ・安全衛生関連の法令・基準を遵守し、安全で働きやすい職場環境の維持に努めます。
- ・社員の心身の健康を重視し、長時間労働を防止します。
- ・結社の自由などの社員の労働者としての権利を尊重します。
- ・一切の児童労働・強制労働を行いません。

また、その実行のデューデリジェンスを構築しコミュニケーションと教育についても徹底します。

当社グループは、全ての社員に「人権方針」を周知徹底するとともに、仕入先等のビジネスパートナーに対しても理解・支持をいただくよう努めています。また、当社グループは、人権リスクを評価・特定し、その人権リスクを防止または軽減する施策を実施します。

(c) サプライチェーンマネジメント

当社グループは「サステナブル調達ガイドライン」を策定いたしました。また同ガイドラインについて主要仕入先に対して合意を促すとともに、温室効果ガス排出量をはじめとする環境活動の取り組み、人権の尊重、安全衛生の推進および管理体制構築状況を確認するアンケートを依頼し実態調査を行うなど、協調して持続可能な調達活動の向上を図っております。

今後もサプライチェーン全体を視野に入れて、リスク・機会の定量的把握と実質的な対応策の立案・実行を進めてまいります。

(d) 人的資本の充実に向けて

当社グループは、インダストリアル・オートメーション産業のお客さまの時間価値向上に向け「ミスミモデルを常に進化させること」を使命とし、産業界ならびに社会の持続的発展を実現する「サステナビリティ経営」（成長連鎖経営）を志向しています。

当社グループの社員は、サステナブルな成長連鎖を実現する「起点」としての役割を果たします。社員が常に「次の挑戦」を追求することが、ミスミモデルの進化、ひいてはインダストリアル・オートメーション産業のお客さまの時間価値向上と社会の発展につながります。従って、当社グループにとって、高い成長志向・戦略性・能动性を備え次の挑戦を追求する社員と、その挑戦と成長を引き出す人事環境は極めて重要な「人的資本」と捉えています。社員にとって、当社グループが「成長を遂げる適地である（Best Place to Grow）」という環境にあることを常に志し、社員の成長がお客さま、社会の発展に更に貢献する連鎖を実現させてまいります。

具体的には、社員の「次の挑戦」を奨励する自発的異動・昇格機会の提供や、その成果を認め、報いる評価・報酬制度などのグローバル人事環境整備、社員の戦略的思考の強化、ならびに業務に必要な知識・スキルを習得するための数多くの人材育成プログラムを提供し、そのような機会を通じて、経営陣自らも組織・人材強化に直接取り組んでいます。

当社は人的資本充実を経営の軸として捉え、お客さまへの貢献により実現した「利益」の社員への還元や、更なる教育・育成、環境整備のために、積極的に投資し、一層の人的資本の充実を図ってまいります。

また、人的資本強化に向け、更なる多様化も図ってまいります。その一環として、グループ全体の女性管理職比率について、現在の23%から28年度末までに28%に更に引き上げることを目標として設定し、様々な取り組みを進めてまいります。

(ご参考)

当社グループのサステナビリティへの取り組みの詳細は、当社ホームページにて公開しております。

- ・サステナビリティ <https://www.misumi.co.jp/esg/index.html>

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

① サステナビリティ課題について

企業は事業活動の中で社会の持続的発展に貢献することが求められており、気候変動対応として温室効果ガス排出抑制等の取組や、人権問題への対応として個人の基本的な人権や個性、多様性を尊重した取組が求められています。これらの取組は、当社グループだけでなくサプライヤーを含めたバリューチェーン全体で協調して行う必要があります。

当社グループでは、気候変動についてTCFD提言への賛同、「TCFDコンソーシアム」への参画を表明し、気候変動シナリオへのリスク・機会の特定や事業インパクト評価を実施したほか、様々な省エネルギー活動を推進しております。人権問題については、「ミスミグループ人権方針」を定め、全ての社員に周知徹底するとともに、仕入先等にも理解・支持を頂くよう務めています。また、サプライチェーンマネジメントの取組として、「サステナブル調達ガイドライン」を策定し、主要仕入先に合意を促すとともに、環境活動、人権尊重、安全衛生等の取組状況を確認するアンケートを依頼し実態調査を行う等、協調して持続可能な調達活動の向上を図っております。

しかしながら、これらのリスクに対する対応が適切ではない場合、当社グループの社会的信用が低下し、業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定業界の市場動向が業績に及ぼす影響について

当社グループは、F A事業および金型部品事業において、自動車・電機（液晶・半導体を含む）業界を主要顧客としています。また、ミスミブランド以外の他社製品も含めた製造・自動化関連設備部品、MRO（消耗品）等間接材を販売するVONA事業では、広く自動化装置を活用しオペレーションを展開する顧客を対象としています。当社グループの業績はこれらの業界の設備投資動向や生産・オペレーション動向の影響を受けることがあります。

当社グループでは、各事業において常に市場動向を注視し、必要に応じ設備投資・人員配置・在庫の適正化等の施策を実施していますが、顧客の属する業界で予想を超える状況の変化が生じた場合、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 海外事業展開について

当社グループは、日本の他中国・アジア・欧州・米州に「企業体」を発足させ、各地域で事業展開を強化していますが、各地域の政治的・経済的変動や政策、法規制の改正等が、各地域企業体の事業計画遂行に大きな影響を及ぼす可能性があります。当連結会計年度も、米中対立の長期化やウクライナ情勢等、政治・経済・安全保障の混乱が生じているほか、アフターコロナの市場構造転換およびグローバルサプライチェーンの地域ブロック化の進展などにより、海外事業展開の不安定要素が増している状況です。

当社グループでは、各地域企業体で管轄地域の政治・経済情勢のモニタリングを継続している他、事業に関連する各国法制度の状況をグローバルで把握し適宜対応を図っていますが、これらの状況に急激な変化が生じた場合、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 商品や原材料の調達について

当社グループは、多くの商品や原材料を国内外の取引先から調達していますが、需給逼迫による調達価格の高騰や、サプライチェーンの混乱等により、調達困難な状況が生じる可能性があります。その結果、仕入価格上昇による採算悪化、顧客への商品販売減少等が生じる可能性があります。

当社グループでは、IT、生産、物流の事業基盤の強化、サプライチェーンの強靱化を進めていますが、予想を上回る状況の変化により、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 品質管理について

当社グループは、幅広い商品を顧客に提供していますが、商品の品質や安全性等の他、環境化学物質の管理や環境負荷低減に対する取り組みへの要求がグローバルで年々厳格化している状況です。

当社グループでは、品質管理体制を整備し、グリーン調達ガイドラインに沿った調達を推進するとともに、環境負荷の少ない商品開発・生産活動を実施しています。しかし万一、商品の欠陥または商品に関する各種規制違反（構成物質の有害性の有無や輸出入に関する規制を含む）が発生した場合、商品の回収、販売停止や各種費用の発生により当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 自然災害等の発生による影響について

大規模な地震やその他の自然災害が発生した場合または感染症が広く拡大した場合、製品および商品の生産または流通形態に支障をきたす可能性があります。当社では、生産拠点を世界各地に分散化させており、災害等の発生時においても一定の生産体制を確保しております。また、災害等発生時には事業継続計画（BCP）に基づき対応を図る体制としていますが、想定を超える被害が発生した場合、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 情報セキュリティについて

当社グループでは、受注、販売、調達、製造等の事業プロセスに関係した機密情報や、顧客情報・個人情報等を電子データとして保有しており、また事業運営において様々な情報システムを活用しています。

当社グループでは、情報セキュリティ等の強化を図るため、「情報セキュリティ基本方針」等の情報管理ルールを制定し、定期的に社内研修を実施し周知徹底を図るほか、IT基盤の強化にも取り組んでいます。

しかし万一、ウイルス等によるサイバー攻撃を受けた場合や、ソフトウェアやハードウェアに大規模な障害等が発生した場合、情報漏洩や顧客サービスの中断等が発生し、社会的信用の悪化や多額の損害賠償が生じる可能性があります。当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 為替相場の変動について

当社グループは、様々な通貨・条件での取引を行っており、主に外貨建取引及び外貨建債権・債務残高等については、外国為替変動の影響を受ける可能性があります。当社グループはこうした外国為替のリスクを一定程度まで低減するため、先物為替予約を利用する等の施策を講じています。しかし、外国為替変動の影響を完全に回避することは困難であり、予想を超える変動等が生じた場合には、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 人材について

当社グループの中長期的なグローバル成長には、適切な時期に優秀な人材を国内外で採用し育成することが重要であると認識しています。このため、当社グループでは、バックグラウンド・スキル・性別・国籍等の多様性の確保と機会均等を重視した人材の採用・育成・登用を行っているほか、人的資本強化のための様々な研修制度の充実等に取り組んでいます。

しかしながら、優秀な人材の採用に関する競争は激化しており、人材の採用や育成が計画通り進まなかった場合、事業の遂行に制約が生じる可能性があります。当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染による影響を受け、中国では期初のロックダウンや下期における感染再拡大などにより経済活動が停滞し、需要低迷の状況が継続しました。その他の海外地域ではインフレ等の影響を受け、下期にかけて需要が次第に減速しましたが、欧米は成長を維持できました。一方、日本においては、中国不振の影響や工場稼働率低迷などにより、自動車関連需要を中心に総じて低調に推移しました。

こうした環境において、当社はメーカー事業と流通事業を併せ持つユニークな業態を活かしながら、これを支える事業基盤をグローバルで進化させ、顧客の確実短納期ニーズに応えることで世界の製造業を中心とした自動化関連産業に貢献しています。

これまで当社が築いてきたIT、生産、物流の強固な事業基盤やグローバル拠点網を活用し、顧客の需要を的確に捉えることに尽力しましたが、期初中国におけるロックダウンや下期にかけてグローバルで設備投資需要低迷の影響を強く受けました。

この結果、需要減速の影響を受けましたが、為替効果もあったため、連結売上高は373,151百万円（前年同期比1.9%増）となりました。利益面につきましては、売上数量減および新基幹システム導入に関わる費用の増加により、営業利益は46,615百万円（前年同期比10.7%減）、経常利益は47,838百万円（前年同期比8.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は34,282百万円（前年同期比8.7%減）となりました。

セグメントの名称	売上高			営業利益		
	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減比 (%)	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減比 (%)
F A事業	119,253	121,932	2.2	23,381	21,384	△8.5
金型部品事業	75,108	79,125	5.3	9,542	8,723	△8.6
VONA事業	171,799	172,093	0.2	19,287	16,506	△14.4
合計	366,160	373,151	1.9	52,210	46,615	△10.7

F A事業は、欧州や米州において成長が継続したものの、中国や日本の需要が低迷し、売上高は121,932百万円（前年同期比2.2%増）、営業利益は21,384百万円（前年同期比8.5%減）となりました。

金型部品事業は、グローバルで自動車関連設備投資の後ろ倒しや工場稼働の低下により、中国やアジアを中心に低調に推移し、売上高は79,125百万円（前年同期比5.3%増）、営業利益は8,723百万円（前年同期比8.6%減）となりました。

VONA事業は、ミスミブランド以外の他社製品も含めた製造・自動化関連設備部品、MRO（消耗品）等間接材を販売するミスミグループの流通事業です。欧州や米州は堅調なEV関連の需要がけん引し、引き続き成長しましたが、中国や日本は工場稼働率低下等の影響が大きく、売上高は172,093百万円（前年同期比0.2%増）、営業利益は16,506百万円（前年同期比14.4%減）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末と比べて5,197百万円増加し、106,640百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、31,447百万円の純収入となりました（前年同期は55,391百万円の純収入）。この主な内訳は、税金等調整前当期純利益が46,533百万円、減価償却費が16,587百万円、売上債権の減少額が1,306百万円、棚卸資産の増加額が13,693百万円、仕入債務の増加額が619百万円、法人税等の支払額が17,586百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、19,033百万円の純支出となりました（前年同期は22,761百万円の純支出）。この主な内訳は、固定資産の取得による支出が13,625百万円、定期預金の預入による支出が19,646百万円、定期預金の払戻しによる収入が14,229百万円であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、11,169百万円の純支出となりました（前年同期は9,609百万円の純支出）。この主な内訳は、配当金の支払額が9,244百万円であります。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
F A 事業	38,267	△7.9%
金型部品事業	32,575	18.8%
V O N A 事業	411	△8.5%
合計	71,254	2.6%

(注) 金額は販売価格によっております。

b. 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
F A 事業	36,705	2.7%
金型部品事業	26,202	△13.1%
V O N A 事業	97,813	△0.5%
合計	160,721	△2.1%

(注) 金額は、仕入価格によっております。

c. 受注実績

当連結会計年度における受注実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
F A 事業	128,498	1.9	5,517	△10.7
金型部品事業	79,853	4.0	2,565	△5.6
V O N A 事業	169,999	△3.0	4,837	△12.8
合計	378,350	0.1	12,920	△10.6

(注) 上記の金額には、当社グループにおける外部顧客からの連結受注実績を記載しております。

d. 販売実績

当連結会計年度における販売実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
F A 事業	121,932	2.2
金型部品事業	79,125	5.3
V O N A 事業	172,093	0.2
合計	373,151	1.9

(注) 主な相手先の販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10に満たないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(財政状態)

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末と比べ31,068百万円(8.9%)増加し、378,458百万円となりました。流動資産は29,499百万円(11.7%)増加し、282,623百万円となりました。これは主に現金及び預金が10,663百万円(9.8%)増加、商品及び製品が12,157百万円(24.0%)増加したことによるものであります。固定資産は1,568百万円(1.7%)増加し、95,835百万円となりました。このうち有形固定資産は1,884百万円(4.1%)増加し、48,405百万円となりましたが、これは主に建設仮勘定が1,829百万円(57.0%)増加したことによるものであります。また、無形固定資産は698百万円(△2.0%)減少し、35,021百万円となり、投資その他の資産は382百万円(3.2%)増加し、12,408百万円となりました。

(負債)

負債合計は、前連結会計年度末と比べ3,196百万円(△4.7%)減少し、64,234百万円となりました。このうち流動負債は3,468百万円(△6.6%)減少し、48,942百万円となりましたが、これは主に未払法人税等が2,877百万円(△40.2%)減少したことによるものであります。また、固定負債は272百万円(1.8%)増加し、15,291百万円となりましたが、これは主に、退職給付に係る負債が152百万円(2.2%)増加したことによるものであります。

これらの結果、流動比率は5.8倍となり、継続して高い安定性を維持しております。

(純資産)

純資産合計は前連結会計年度末と比べ34,264百万円(12.2%)増加し、314,224百万円となりました。この主な要因は、利益剰余金が25,037百万円(11.4%)増加したことにより、株主資本が25,581百万円(9.9%)増加したこと、為替換算調整勘定等のその他の包括利益累計額が8,479百万円増加したこととであります。

これらの結果、自己資本比率は前連結会計年度の79.8%から82.3%となりました。

(経営成績)

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、373,151百万円、前年同期比で6,991百万円(1.9%)の増収となりました。これは、FA事業、金型部品事業、VONA事業の全セグメントにおいて前年同期比で増収となったことによるものであります。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

売上原価は、202,073百万円、前年同期比で2,776百万円(1.4%)増加しました。売上総利益は、171,078百万円、前年同期比で4,214百万円(2.5%)の増益となりました。販売費及び一般管理費は、124,463百万円、前年同期比で9,810百万円(8.6%)増加しました。売上高に占める販売費及び一般管理費の割合は前期の31.3%から33.4%となりました。これらの結果、営業利益は46,615百万円、前年同期比で5,595百万円(△10.7%)の減益となりました。営業利益率は前期の14.3%から12.5%となりました。

(営業外損益、特別損益)

営業外損益の純額は1,223百万円の収益となりました。この結果、経常利益は、47,838百万円、前年同期比で4,661百万円(△8.9%)の減益となり、経常利益率は前期の14.3%から12.8%となりました。また、特別損益の純額は、1,305百万円の損失となりました。これらの結果、税金等調整前当期純利益は、46,533百万円、前年同期比で4,598百万円(△9.0%)の減益となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

親会社株主に帰属する当期純利益は、34,282百万円、前年同期比で3,274百万円(△8.7%)の減益となり、売上高純利益率は前期の10.3%から9.2%となりました。また、1株当たり当期純利益は、前期の132.15円に対して120.53円となりました。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの資金需要のうち主なものは、運転資金及び設備投資資金であります。これらの資金につきましては、全て自己資金による充当を基本としております。

また、より効率的な資金調達を行うため、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

なお、キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、重要な資本的支出の予定につきましては、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載のとおりであります。

③ 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成において採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に記載しております。

また、連結財務諸表の作成にあたり、会計上の見積りを必要とするものにつきましては、過去の実績や当該事象の状況を勘案し、合理的と考えられる方法に基づき行っております。ただし、前提条件や事業環境等に変化が見られた場合には、見積りと将来の実績が異なることがあります。

当社グループの財政状態又は経営成績に対し、重要な影響を与え得る会計上の見積りは以下のとおりです。

(a) 棚卸資産の評価

棚卸資産の評価基準として、主として移動平均法、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。従って、予期しない市場価格の下落や需要の減少等が生じた場合、棚卸資産の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。なお、商品及び製品の評価に係る重要な会計上の内容に関する情報については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(b) 繰延税金資産

繰延税金資産の算定にあたり、将来の業績予測やタックス・プランニング等をもとに将来の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。従って、将来の課税所得の見積額に変更が生じた場合、繰延税金資産が増額又は減額され、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(c) 固定資産の減損

当社グループでは固定資産の減損について、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位で資産をグルーピングし、減損の兆候の有無の判定を行っております。減損の兆候があった場合、将来キャッシュ・フロー等を見積り、減損の要否を判定し、その結果減損が必要と判断された資産については帳簿価額を回収可能価額まで減損処理しております。従って、経営環境の悪化や時価の著しい下落等が生じ、将来キャッシュ・フロー等を見積りが著しく減少した場合、減損損失計上により当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(d) 退職給付費用及び債務

当社の従業員退職給付費用および債務は、年金数理計算上で設定される前提条件に基づいて計上しております。この前提条件には、割引率、将来の報酬水準、退職率、死亡率が含まれており、退職給付債務を計算する際に用いる数理上の前提の変更、年金制度の変更による未認識の過去勤務費用の発生等により、退職給付費用および債務の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、インダストリアル・オートメーション産業のトータルサプライチェーン、トータルビジネスプロセスにおける非効率を「時間」を切り口に解消することで同業界の発展に貢献しています。グローバルで30万社を超えるお客さまにサービスを提供するサプライチェーンを構築し、「確実短納期」を実現することで産業界の様々なムダや工数を削減する「時間価値」を提供しています。この時間価値を継続的に向上させるために、事業、商品、サービスなどのビジネスモデルを常に進化・発展させるとともに、それらを支えるIT、生産、物流等の事業基盤強化に取り組んでおり、研究開発活動として、(1)サービス開発と、(2)製品・生産技術開発を実施しています。

当連結会計年度の研究開発費総額は2,801百万円であり、主な成果は以下のとおりです。

(1) サービス開発

当社グループでは、お客さまに提供しているサービスの利便性向上を図るため、各種サービスの新機能開発・機能拡充のための取組や、お客さまの様々なムダや工数の削減を図るための取組を実施しております。

当連結会計年度においては、機械部品調達のAIプラットフォーム「mevivy（メビー）」やアルミフレーム筐体設計ソフト「MISUMI FRAMES（ミスミフレームズ）」に関して、AI等を活用した新機能の開発や機能拡充のための取組を実施したほか、新たなサービスのモデル開発を実施しました。また、当社ECサイトを利用するお客さまの商品検索時の非効率を解消するため、ECサイトのレコメンド機能強化等、ユーザインターフェースやユーザエクスペリエンスの刷新に向けた取組を実施しました。

これらの結果、当連結会計年度の研究開発費は1,441百万円となりました。なお、当該研究開発費は特定のセグメントに関連付けられないため、セグメント別の記載は行っておりません。

(2) 製品・生産技術開発

主に株式会社駿河生産プラットフォーム、駿河精機株式会社において、新製品の開発、既存製品の著しい改良や新たな生産方法の研究開発に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、新製品の開発・試作や新たな原材料の開発を実施したほか、新たな生産方法の開発や生産方法の効率化、製品品質の向上に向けた取組等を実施しました。また、mevivyで提供する製品の新たな生産方法の開発や生産方法の改善を実施しました。

これらの結果、当連結会計年度の研究開発費は1,360百万円となりました。セグメント別では、F A事業で1,328百万円、金型部品事業で31百万円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）において、当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の総額は13,625百万円であります。その主な内容は、システム関連投資、生産設備投資および物流拠点投資であります。

なお、当社グループにおいては、内部管理上、資産を報告セグメントごとに配分していないため、報告セグメント別の設備投資の概要を記載しておりません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

(2023年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
株式会社 ミスミ	本社 (東京都千代田区)	F A 事業 金型部品事業 V O N A 事業	本社施設・設備 その他設備	1,390	—	—	24,913	26,303	1,549 (584)
	ミスミQCTセンター (東京都千代田区) 他11拠点・営業所等		マーケティングセンター設備、その他設備	26	—	—	3	30	— (—)
	西日本流通センター (兵庫県三田市)		マーケティングセンター設備、その他設備	258	24	123 (3,002.10)	8	415	— (—)
	東日本流通センター (神奈川県川崎市)		マーケティングセンター設備、その他設備	1,396	200	—	966	2,562	— (—)
	中日本流通センター (愛知県稲沢市)		マーケティングセンター設備、その他設備	1,007	2,134	—	35	3,176	— (—)
	ミスミ生産パーク (兵庫県神戸市)	F A 事業 金型部品事業	生産用施設、 その他設備	907	—	1,751 (61,504.89)	3	2,662	— (—)
駿河精機 株式会社	本社 (静岡県静岡市)	F A 事業	その他設備	23	89	—	153	265	93 (7)
株式会社駿河 生産プラットフォーム	本社工場 (静岡県静岡市)	F A 事業 金型部品事業 V O N A 事業	生産設備	1,746	1,393	1,692 (20,871.65)	625	5,457	557 (33)
	阿見工場 (茨城県稲敷郡)	F A 事業		233	261	—	75	569	145 (9)
三島精機 株式会社	工場 (静岡県駿東郡)	金型部品事業		30	55	56 (1,868.21)	0	143	23 (2)
株式会社 ダイセキ	本社 (兵庫県神戸市)	F A 事業	その他設備	24	3	—	34	62	148 (7)
株式会社D T ダイナミクス	本社 (東京都千代田区)	F A 事業	その他設備	—	—	—	—	—	42 (—)

(注) 1 土地及び建物の一部を賃借しております。国内子会社の年間賃借料は3,944百万円であります。

2 帳簿価額「その他」は、工具器具備品・建設仮勘定及び無形固定資産の合計であります。

3 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。

(3) 在外子会社

(2023年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
ミスミ(上海)投資 有限公司	中国 上海	持株会社	その他設備	—	—	—	235	235	132 (8)
ミスミ(中国)精密 機械貿易有限公司	中国 上海	F A事業 金型部品事業 VONA事業	その他設備	66	11	—	7,243	7,322	769 (—)
MISUMI (Shanghai) Supply Chain Management Co., Ltd.	中国 上海	サプライチェ ーン管理	その他設備	1	10	—	91	103	173 (—)
SURUGA SEIKI SALES&TRADING (SHANGHAI) Co.,Ltd.	中国 上海	F A事業	その他設備	—	0	—	62	62	41 (—)
SURUGA SEIKI (NANTONG) Co., LTD.	中国 南通	F A事業	生産設備	1,421	2,428	—	690	4,541	648 (20)
SURUGA SEIKI (SHANGHAI) Co., LTD.	中国 上海	F A事業 金型部品事業	生産設備	184	1,005	—	201	1,390	257 (—)
SURUGA SEIKI (FOSHAN) Co., LTD.	中国 佛山	F A事業	生産設備	—	—	—	479	479	— (—)
Wuhan IEM Precision Technology Co.,Ltd.	中国 武漢	金型部品事業	生産設備	262	265	—	122	650	180 (65)
MISUMI TAIWAN CORP.	台湾 台北	F A事業 金型部品事業 VONA事業	その他設備	—	—	—	34	34	95 (—)
MISUMI KOREA CORP.	韓国 ソウル	F A事業 金型部品事業 VONA事業	その他設備	26	1	—	1,600	1,628	327 (1)
SURUGA KOREA CO., LTD.	韓国 京畿道	F A事業	生産設備	1	46	—	5	53	24 (—)
MISUMI Vietnam CO., LTD.	ベトナム バクニン	F A事業 金型部品事業 VONA事業	その他設備	2	—	—	47	49	152 (—)
SAIGON PRECISION CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	F A事業 金型部品事業	生産設備	1,536	3,941	—	1,960	7,438	3,326 (—)
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨーン	F A事業 金型部品事業 VONA事業	その他設備	114	1	—	246	362	258 (—)
SURUGA (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨーン	金型部品事業	生産設備	35	138	98 (18,260.80)	12	284	70 (—)
MISUMI INDIA Pvt.Ltd.	インド グルガオン	F A事業 金型部品事業 VONA事業	その他設備	3	8	—	469	481	108 (10)
SURUGA India Pvt.Ltd.	インド グルガオン	金型部品事業	生産設備	1	37	—	80	118	30 (1)
MISUMI SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.	シンガポール	F A事業 金型部品事業 VONA事業	その他設備	2	—	—	349	351	61 (—)
MISUMI MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア スランゴール	F A事業 金型部品事業 VONA事業	その他設備	—	—	—	5	5	38 (—)
PT. MISUMI INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	F A事業 金型部品事業 VONA事業	その他設備	42	—	—	211	253	98 (2)
MISUMI USA, INC.	米国 イリノイ州	F A事業 金型部品事業 VONA事業	その他設備	606	1,588	—	1,678	3,872	320 (10)
Dayton Progress Corporation	米国 オハイオ州	金型部品事業	生産設備	338	477	128 (93,882.21)	338	1,283	400 (—)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
Anchor Lamina America, Inc.	米国 ミシガン州	金型部品事業	生産設備	202	685	30 (11,613.00)	414	1,332	199 (8)
P. C. S. Company	米国 ミシガン州	金型部品事業	生産設備	288	232	9 (4,185.28)	307	837	110 (1)
Dayton Progress Canada, Ltd.	カナダ オンタリオ州	金型部品事業	生産設備	1	47	—	82	131	39 (10)
MISUMI Mexico S. de R. L. de C. V.	メキシコ ケレタロ	F A事業 金型部品事業 VONA事業	その他設備	41	—	—	87	129	66 (—)
Dayton Progress (Mexico), S. de R. L. de C. V.	メキシコ ケレタロ	金型部品事業	生産設備	71	193	—	325	590	197 (—)
MISUMI Europa GmbH	ドイツ フランクフルト	F A事業 金型部品事業 VONA事業	その他設備	2,112	87	—	2,101	4,301	260 (13)
Dayton Progress GmbH	ドイツ オーバーウルゼル	金型部品事業	その他設備	—	6	—	80	86	45 (—)
Dayton Progress SAS	フランス モー	金型部品事業	その他設備	0	15	—	14	29	20 (—)
Dayton Progress Ltd.	英国 ウォリックシャー	金型部品事業	その他設備	—	—	—	3	3	7 (—)
Dayton Progress- Perforadores Lda	ポルトガル アルコバサ	金型部品事業	生産設備	194	272	32 (15,000.00)	58	557	147 (3)
Dayton Progress s. r. o.	チェコ ベナートキ・ナ ト・イゼロウ	金型部品事業	生産設備	0	—	—	20	21	16 (—)

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 土地及び建物の一部を賃借しております。在外子会社の年間賃借料は1,024百万円であります。
3 帳簿価額「その他」は、工具器具備品・建設仮勘定・使用権資産及び無形固定資産の合計であります。
4 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。
5 帳簿価額は固定資産に係る減損損失計上後の金額であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資につきましては、IT、生産、物流の事業基盤強化等を目的に、景気予測、業界の動向、受注の見通し、投資効率等を総合的に勘案し計画を策定しております。当連結会計年度後1年間の設備投資予定額は22,000百万円（うちIT12,000百万円、生産5,000百万円、物流5,000百万円）であり、その所要資金については自己資金を充当する予定です。

当連結会計年度末現在における重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,020,000,000
計	1,020,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年6月23日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	284,675,397	284,691,197	東京証券取引所 プライム市場	(注1、3)
計	284,675,397	284,691,197	—	—

- (注) 1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2 提出日現在の発行数には、2023年6月1日以降提出日までの間に新株予約権の権利行使によって発行された株式は含んでおりません。
3 単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

発行回次	第20回新株予約権
決議年月日	2014年6月13日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役5名
新株予約権の数(個)※	73 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 21,900 (注5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2014年11月8日～2044年11月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,173 (注5) 資本組入額 587 (注5)
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
(i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
(ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
(iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 5 2015年7月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

発行回次	第22回新株予約権
決議年月日	2014年10月23日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員58名
新株予約権の数(個)※	25[15] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 7,500[4,500] (注5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2017年11月7日～2024年11月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,137 (注5) 資本組入額 569 (注5)
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 5 2015年7月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

発行回次	第23回新株予約権
決議年月日	2016年2月10日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役5名
新株予約権の数(個)※	181 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 18,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2016年2月26日～2046年2月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,484 資本組入額 742
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
(i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
(ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
(iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第25回新株予約権
決議年月日	2016年2月10日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員69名
新株予約権の数(個)※	241[195] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 24,100[19,500]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2019年2月25日～2026年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,429 資本組入額 715
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第26回新株予約権
決議年月日	2016年9月15日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役5名
新株予約権の数(個)※	154 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 15,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2016年10月4日～2046年10月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,877 資本組入額 939
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
(i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
(ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
(iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第28回新株予約権
決議年月日	2016年9月15日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員84名
新株予約権の数(個)※	351[340] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 35,100[34,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2019年10月3日～2026年10月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,810 資本組入額 905
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第29回新株予約権
決議年月日	2017年9月21日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	115 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 11,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2017年10月7日～2047年10月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,787 資本組入額 1,394
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
(i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
(ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
(iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第30回新株予約権
決議年月日	2017年9月21日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	362 [312] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 36,200 [31,200]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2020年10月6日～2027年10月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,727 資本組入額 1,364
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第31回新株予約権
決議年月日	2017年10月19日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員90名
新株予約権の数(個)※	301 [292] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 30,100 [29,200]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2020年11月6日～2027年11月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,074 資本組入額 1,537
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第32回新株予約権
決議年月日	2018年6月21日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	121 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 12,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2018年7月7日～2048年7月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,148 資本組入額 1,574
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
(i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
(ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
(iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第33回新株予約権
決議年月日	2018年6月21日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	123 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 12,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2021年7月6日～2028年7月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,127 資本組入額 1,564
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第34回新株予約権
決議年月日	2018年10月18日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員101名
新株予約権の数(個)※	519 [512] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 51,900 [51,200]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2021年11月2日～2028年11月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,346 資本組入額 1,173
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第35回新株予約権
決議年月日	2019年6月20日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役5名
新株予約権の数(個)※	181 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 18,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2019年7月6日～2049年7月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,653 資本組入額 1,327
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第36回新株予約権
決議年月日	2019年6月20日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	253 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 25,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2022年7月5日～2029年7月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,627 資本組入額 1,314
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第37回新株予約権
決議年月日	2019年10月17日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員108名
新株予約権の数(個)※	833[798] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 83,300[79,800]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2022年11月1日～2029年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,645 資本組入額 1,323
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第38回新株予約権
決議年月日	2020年6月25日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役5名
新株予約権の数(個)※	211 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 21,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2020年7月11日～2050年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,573 資本組入額 1,287
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
(i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
(ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
(iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第39回新株予約権
決議年月日	2020年6月25日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役5名
新株予約権の数(個)※	1,082 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 108,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2023年7月10日～2030年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,549 資本組入額 1,275
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第40回新株予約権
決議年月日	2021年3月12日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員94名
新株予約権の数(個)※	811[808] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 81,100[80,800]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2024年3月29日～2031年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,257 資本組入額 1,629
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第41回新株予約権
決議年月日	2021年6月24日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役6名
新株予約権の数(個)※	150 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 15,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2021年7月10日～2051年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,785 資本組入額 1,893
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
(i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
(ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
(iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第42回新株予約権
決議年月日	2021年6月24日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役6名
新株予約権の数(個)※	894 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 89,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2024年7月9日～2031年7月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,758 資本組入額 1,879
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第43回新株予約権
決議年月日	2021年11月18日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員100名
新株予約権の数(個)※	868[866] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 86,800[86,600]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2024年12月3日～2031年12月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 4,555 資本組入額 2,278
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第44回新株予約権
決議年月日	2022年6月30日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役および外国籍取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	148 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 14,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2022年7月16日～2052年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,921 資本組入額 1,461
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
(i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
(ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
(iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第45回新株予約権
決議年月日	2022年6月30日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役および外国籍取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	999 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 99,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2025年7月15日～2032年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,869 資本組入額 1,435
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
(i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
(ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
(iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
(iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第46回新株予約権
決議年月日	2023年2月16日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員93名
新株予約権の数(個)※	1,336 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 133,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2026年3月3日～2033年3月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,196 資本組入額 1,598
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- ② 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。
- ③ 【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年4月1日～ 2019年3月31日	316,900	283,756,497	211	13,023	211	19,721
2019年4月1日～ 2020年3月31日	271,700	284,028,197	208	13,231	208	19,929
2020年4月1日～ 2021年3月31日	216,300	284,244,497	205	13,436	205	20,134
2021年4月1日～ 2022年3月31日	208,400	284,452,897	228	13,664	228	20,363
2022年4月1日～ 2023年3月31日	222,500	284,675,397	272	13,936	272	20,635

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減は、次によるものであります。

- 2018年4月1日から2019年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使及び新株予約権付社債の転換によるものであります。
- 2019年4月1日から2020年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものであります。
- 2020年4月1日から2021年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものであります。
- 2021年4月1日から2022年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものであります。
- 2022年4月1日から2023年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものであります。
- 2023年4月1日から2023年5月31日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が15,800株、資本金が16百万円及び資本準備金が16百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

(2023年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	45	30	76	657	19	5,232	6,059	—
所有株式数 (単元)	—	938,268	48,486	9,576	1,751,827	69	97,917	2,846,143	61,097
所有株式数 の割合(%)	—	32.96	1.70	0.34	61.55	0.00	3.44	100.00	—

- (注) 1 自己株式130,070株は、「個人その他」に1,300単元、「単元未満株式の状況」に70株含めて記載しております。なお、株主名簿上の株式数と期末日現在の実質的な株式数は同一であります。
- 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ72単元及び84株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(2023年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有 株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	60,720	21.34
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8番12号	22,448	7.89
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	米国 ボストン (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	14,316	5.03
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	米国 ニューヨーク (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	8,611	3.03
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	カナダ オンタリオ (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	5,553	1.95
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	米国 ニューヨーク (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	5,248	1.84
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	英国 ロンドン (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	4,881	1.72
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	米国 ノースクインシー (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	4,775	1.68
GIC PRIVATE LIMITED - C (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	シンガポール (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	4,287	1.51
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	米国 ニューヨーク (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	4,109	1.44
計	—	134,951	47.43

(注) 1 「所有株式数」の1,000株未満は、切り捨てております。

2 「発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合」は、小数点以下第3位で四捨五入しております。

3 上記、各信託銀行所有株式数は、すべて信託業務に係る株式の総数です。

- 4 2016年12月21日（報告義務発生日2016年12月15日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ. エイ.	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	4,234	1.54
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	3,776	1.37
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	3,330	1.21
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPMorgan・ハウス	968	0.35
ブラックロック・ライフ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	582	0.21
ブラックロック (ルクセンブルグ) エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-1855 J.F. ケネディ通り 35A	438	0.16
ブラックロック・インベストメント・マネジメント (ユーケー) リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	378	0.14
ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ニュージャージー州 プリンストン ユニバーシティ スクウェアドライブ1	278	0.10
計	—	13,988	5.09

- 5 2020年8月20日（報告義務発生日2020年8月14日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告に関する変更報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー	カルトン・スクエア、1 グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	6,566	2.31
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド	同上	5,985	2.11
計	—	12,552	4.42

- 6 2021年12月22日（報告義務発生日2021年12月15日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告に関する変更報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	2,278	0.8
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	10,087	3.55
計	—	12,366	4.35

- 7 2022年2月7日（報告義務発生日2022年1月31日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告に関する変更報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
エフエムアール エルエルシー	米国 02210 マサチューセッツ州 ボストン、サマー・ストリート245	28,393	9.98
ナショナル ファイナンシャル サービス エルエルシー	米国 02210 マサチューセッツ州 ボストン、シーポート・ブルバード200	0	0.00
計	—	28,393	9.98

- 8 2022年11月7日（報告義務発生日2022年10月31日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告に関する変更報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	11,875	4.17
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	5,690	2.00
計	—	17,566	6.17

- 9 2023年1月11日（報告義務発生日2022年12月30日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告に関する変更報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	18,833	6.62

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2023年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 130,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 284,484,300	2,844,843	—
単元未満株式	普通株式 61,097	—	—
発行済株式総数	284,675,397	—	—
総株主の議決権	—	2,844,843	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ7,200株(議決権72個)及び84株含まれております。

2 単元未満株式には当社所有の自己株式70株が含まれております。

② 【自己株式等】

(2023年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ミスミグループ本社	東京都千代田区九段南 一丁目6番5号	130,000	—	130,000	0.05
計	—	130,000	—	130,000	0.05

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2023年4月27日)での決議状況 (取得期間2023年5月1日～2023年7月31日)	4,000,000	10,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	4,000,000	10,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	1,199,200	4,012
提出日現在の未行使割合(%)	70.0	59.9

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までの自己株式の取得による株式数は含めておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	174	0
当期間における取得自己株式	159	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の売渡請求 による売渡)	—	—	—	—
保有自己株式数	130,070	—	1,329,429	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により交付した株式、単元未満株式の買取り又は売渡しによる株式は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、将来にわたって競争優位性を保ち、持続的成長と企業価値向上を実現するため、IT、生産、物流の事業基盤の強化やサプライチェーンの強靱化に積極的に取り組み、事業モデルを刷新し続けています。そのため、中長期的な視点での成長投資と株主の皆様への還元は、バランスを取りながら実施してまいります。

配当につきましては、経営基盤拡充、財務体質の強化、資本効率の向上なども勘案し、配当性向25%で実施しており、自己株式取得につきましては、手元資金、成長投資機会、株式市場の動向など状況に応じて、機動的に実施してまいります。

当社グループの剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、中間配当は定款の定めにより取締役会、期末配当は定時株主総会です。

上記の方針に基づき、1株当たり期末配当金は12円34銭とし、先に実施いたしました中間配当金17円80銭と合わせまして、年間1株当たり30円14銭の配当となりました。

この結果、当期は連結純利益に対する配当性向25%、純資産配当率2.9%となりました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2022年10月27日 取締役会決議	5,062	17.80
2023年6月15日 定時株主総会決議	3,511	12.34

4 【コーポレートガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレートガバナンスの概要】

① コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会的使命の遂行とともに継続的な企業価値の増大を目指して経営基盤の強化に取り組んでおり、コーポレートガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと位置付けております。このため、以下のとおりコーポレートガバナンスの強化に努めております。

当社のコーポレートガバナンス・ガイドライン

当社は、2015年12月1日付で、当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定めるものとして、「ミスミグループ コーポレートガバナンス基本方針」（2021年12月「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に名称変更）を制定し、開示しております。同ガイドラインに含まれる内容は以下のとおりであります。

1. コーポレートガバナンスの目的
2. 株主の皆様との関係
3. 当社の統治機構
4. 取締役会
5. 監査役会
6. 本部・企業体・プラットフォーム

なお、「ミスミグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」の全文はこちらをご覧ください。

https://www.misumi.co.jp/assets/doc/ir/library/corporate_governance_2021_1.pdf

② 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要

当社は、以下の通り、取締役会、グループ本社役員会および監査役会により、業務執行の監督および監査を行っております。

当社の取締役会は、ミスミグループの戦略的な方向付けを行い、重要な業務執行を決定するとともに、業務執行取締役並びに本部、企業体およびプラットフォームの経営執行役の職務の執行を監督・指導する責務、適切な内部統制システムを構築する責務等を負っています。また、ミスミグループの内部統制システムの運用状況、行動規範の実践状況および内部通報制度の運用状況について定期的に評価および必要な見直しを行います。

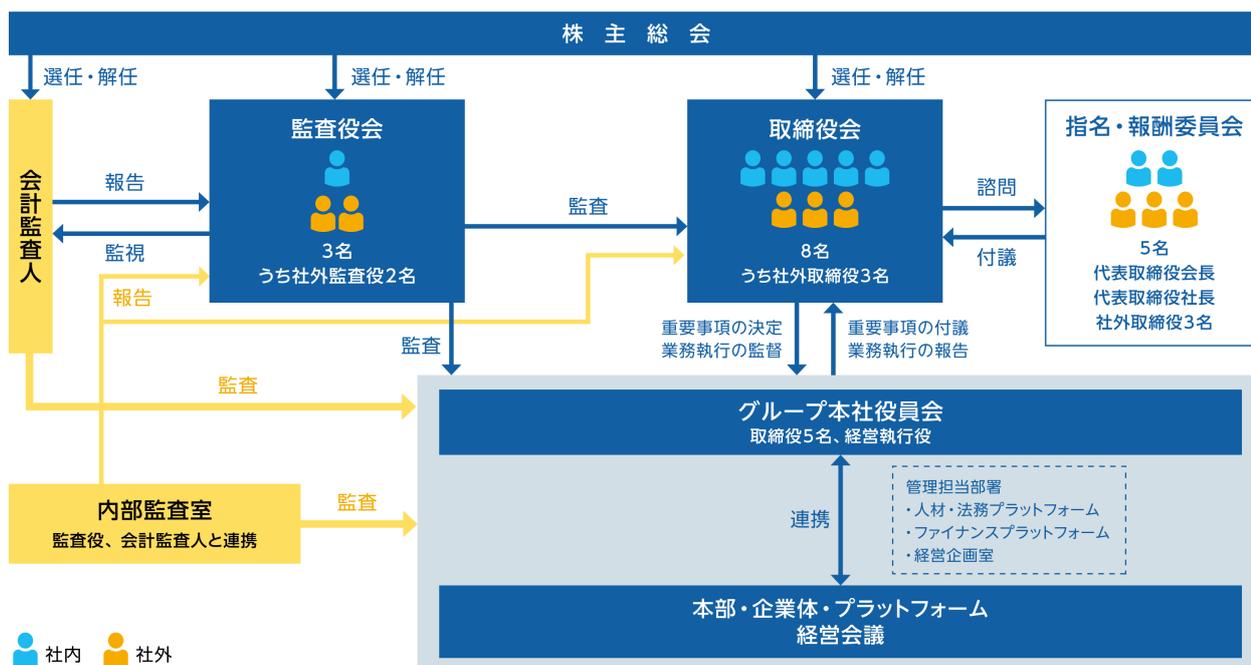
取締役会は社外取締役3名を含む取締役8名（提出日現在）で構成され、原則として月1回の定期開催のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営および事業上の重要な意思決定を行うとともに、業務執行を監督しております。

グループ本社役員会は、社外取締役を除く取締役5名並びにミスミグループ本社、本部、企業体およびプラットフォームの経営執行役で構成され、原則として月1回開催し、監督と執行の両面での強化を図っております。当社グループの事業については「本部」および「企業体」を、事業サポート・サービス機能については「プラットフォーム」をそれぞれ発足させ、本部・企業体・プラットフォームに権限と責任を委譲し、ミスミの営業組織を持つ事業部門と駿河生産プラットフォームの製造部門との製販一体の経営の実現と、意思決定の迅速化を図っております。ミスミグループ内の各本部、企業体およびプラットフォームにおいて企業体経営会議等の会議体を設け、意思決定プロセスの明確化を図っております。

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、取締役の職務執行の監査を行っているほか、会計監査人および内部監査室との連携を密に行い、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

指名・報酬委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役3名および代表取締役2名から構成されております。指名・報酬委員会では、各委員の合議にて、代表取締役を含む取締役の評価・報酬の決定および選解任、代表取締役の後継者計画等について審議を行い、取締役会に付議します。

また、提出日現在における当社のコーポレートガバナンス体制は次のとおりであります。



ロ 当該体制を採用する理由

当社は監査役設置会社であり、取締役会には、3名の社外取締役および2名の社外監査役を有しています。取締役会においては、社外取締役を含む取締役が取締役会での経営および事業上の重要な意思決定並びに業務執行を監督し、また、社外監査役を含む監査役が会計および法令に精通している立場から監査することにより、経営の健全性確保を図る体制としております。当社では、このようなコーポレートガバナンス体制が有効に機能しており、適切な体制であると判断しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社の取締役会は、2015年5月14日開催の取締役会で、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき「内部統制システムの基本方針」の決議を行っており、その内容は以下のとおりであります。

- a. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役会、グループ本社役員会等重要な会議における議事録を法令、規程に従い作成し、適切に保管する。
- b. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ミスミグループ本社およびその子会社（以下総称して「ミスミグループ」と呼ぶ）の法令遵守、環境、情報、輸出管理、自然災害等のリスクに対しては、各種規程・社内ルール・マニュアルを整備し、リスク管理体制を構築する。
 - ・ミスミグループに不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し迅速に対応するとともに、その経過を取締役に報告する。
- c. 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ミスミグループの経営計画は最終的に取締役会で承認を行い、月次開催のグループ本社役員会にてその進捗確認を行う。
 - ・進捗確認等により発見された重要事項は、取締役会またはグループ本社役員会で討議する。
 - ・毎月の取締役会では、業績報告を行い、業績の監視と重要事項に対する助言および指導を行う。
- d. 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ミスミグループの役職員は、ミスミグループ行動規範を遵守し、法令および定款に適合することを確保する。
 - ・職務権限規程等のミスミグループの意思決定ルールにより、職務の執行が適正に行われる体制をとる。
 - ・法令や規程・社内ルールに対する違反、および違反の疑いがある行為の早期発見のために、ミスミグループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、通報者への不利益な取扱いの防止を保証する。
- e. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告その他当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ミスミグループ本社は、各子会社の業績および業務の執行状況について、月1回、子会社に報告させる。
 - ・ミスミグループ本社は、グループ本社役員会で各子会社における業績報告や経営計画の進捗確認を行うことで、各子会社の業務の適正性を確保する。
 - ・内部監査部門は、各子会社に対して定期的に業務監査を実施する。
 - ・反社会的勢力に対して、ミスミグループ行動規範でその関係断絶を定め、ミスミグループ全体として毅然とした態度で臨み対応する。
- f. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ・監査役は監査役補助者の任命を自由に行えるものとし、監査役補助者の人事異動、評価等については、監査役が関与する。
 - ・監査役補助者は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指示に従って業務を遂行する。
- g. 当社の監査役への報告に関する体制
 - ・監査役は取締役会、グループ本社役員会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人は、ミスミグループに著しい影響を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるときは監査役に速やかに報告する。
 - ・ミスミグループの役職員は、監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、これに応じて適切に報告を行う。
 - ・監査役は会計監査人や内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行い、会計監査人に対しては、必要に応じて報告を求める。
 - ・内部通報制度の担当部署は、ミスミグループの内部通報の状況について定期的に監査役に報告する。
 - ・監査役へ報告を行ったミスミグループの役職員への不利益な取扱いの防止を保証する。
- h. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役の職務の執行について生じる費用等につき、毎年一定額の予算を設ける。また、その他監査役の職務の執行について必要な費用については、監査役からの請求により速やかに前払いまたは費用精算を行う。

ロ 内部統制システムの運用状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」を定め、業務の適正を確保する体制を整備しています。当該基本方針は、社内外の環境変化等の必要性に応じて見直しており、上記のとおり、2015年5月14日開催の取締役会において、会社法改正を反映した改訂を決議しています。

当事業年度における、内部統制システムに関する主な取り組みは、以下のとおりであります。

- ・当社は、取締役会を14回開催しました。取締役会およびグループ本社役員会は、グループとしての重要な意思決定を行うと共に、本部・企業体・プラットフォーム・子会社の執行状況の確認・監督指導の役割機能を適切に果たしています。
- ・当社グループの主要拠点において事業遂行・情報・財務・人事労務・法務等の総合的なリスク評価を定期的実施しています。その結果を踏まえて、重要なリスクに対しては、主管部門を明確にし、対応策を実施しています。重要なリスクへの対応の一つとして、災害等の発生時の事業継続計画（BCP）を準備しており、それに基づき新型コロナウイルスの対策本部を設置し、適切な対応を行ってまいりました。
- ・当社グループの重要拠点において、コンプライアンス研修や法務研修を実施し、その研修においてミスミグループ行動規範や法令遵守の周知徹底を図っています。
- ・当社グループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、適切に運用しています。
- ・監査役および監査役会の体制整備や連携については、社外取締役を含む取締役との面談機会の充実や当社グループの管理部門との連携に加え、専任の子会社監査役体制など、監査環境の整備が図られています。また監査役補佐体制は安定的に運営されています。
- ・内部監査部門が取締役会および監査役会に対して適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役の連携を確保しています。また、取締役会は、全社的な内部統制やリスク管理体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督しています。

当社は、「内部統制システムの基本方針」の当事業年度の運用状況について評価を行い、内部統制システムは適正に運用されており重大な不備はないことを確認しました。

ハ リスク管理体制の整備の状況

当社は、社会的使命の実現並びに信頼される企業グループを目指し、法令遵守を含む、グループ全社で共有する行動指針として「ミスミグループ行動規範」を2008年4月に制定（2022年11月改訂）し、ガイドラインとともに当社グループ全社に配布し、周知徹底を図っております。業務運営を適正かつ効率的に遂行するために、会社業務の意思決定ルール等各種規程・社内ルールの見直しを適宜行い、職務権限の明確化と適切な牽制が機能する体制を整備しております。

2008年4月に当社における「情報」と「セキュリティ」についての基本的な考え方を宣言した「情報セキュリティ基本方針」および基本的なルールを記載した「情報セキュリティガイドライン」を制定（2022年12月改訂）し、詳細な手続きを定めた情報とシステムに関するルールとともに当社グループ全社に配布し、その周知徹底を図っております。

また、代表取締役直属部門である内部監査室は、金融商品取引法の内部統制報告制度（J-SOX）の対応による内部統制の強化をはじめ、毎年ミスミグループ本社および総ての子会社を対象にした経営リスクの高い内部監査テーマの実践により、リスクの発見から改善・防止策の実施確認を行い、リスク発生の低減に努めております。さらに、内部通報制度による不祥事の早期発見の体制も整えております。

法務室と内部監査室が合同で、コンプライアンスリスクを含む当社グループ全体の業務執行上のリスク評価を行い、リスクの可視化および重要リスクの改善・防止策の検討・策定を行っております。

なお、法務・コンプライアンスその他重要な経営事項に関しては、適宜、顧問弁護士、公認会計士、税理士などの外部の専門家からも助言および支援を受けております。

二 責任限定契約の内容の概要

当社は、2006年6月23日開催の第44回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区分	責任限定契約の内容の概要
社外取締役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10百万円、または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。
社外監査役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円、または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。

ホ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等（法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する訴訟を除く）を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および会社法上の当社子会社の過去、現在または将来における取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員（適用される法域においてこれらに準ずる地位に対応すると解される個人を含みます。）並びに管理監督および指揮命令を行う従業員（常勤、非常勤および季節的な従業員を含みます。）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ヘ 取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨を定款に定めております。

ト 取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

b. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

c. 取締役の責任免除

当社は、取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

d. 監査役の責任免除

当社は、監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

チ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

リ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

④ 取締役会の活動状況

当社は原則として毎月1回取締役会を開催するとともに、必要のある都度臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項、および会社経営・グループ経営に関する重要事項等、取締役会規則に定めた事項を決定するとともに、取締役および執行役員から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役および執行役員の職務執行を監督しています。当事業年度において当社は取締役会を14回開催しており、個々の取締役の出席状況は、以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数（出席率）
西本甲介	14回	14回（100%）
大野龍隆	14回	14回（100%）
金谷知樹	14回	14回（100%）
清水重貴	14回	14回（100%）
男澤一郎	3回	3回（100%）
佐藤年成	3回	3回（100%）
徐少淳	11回	11回（100%）
中野庸一	14回	14回（100%）
清水新	14回	14回（100%）
栖関智晴	14回	14回（100%）

※取締役男澤一郎氏および佐藤年成氏は、2022年6月16日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しておりますので、退任前の出席状況を記載しております。

※取締役徐少淳氏は、2022年6月16日開催の第60回定時株主総会で取締役に新たに選任され同日就任しておりますので、就任後の出席状況を記載しております。

当事業年度における取締役会の主な検討事項としては、以下のとおりです。

- ・決議事項（63件うち書面決議9件）：株主総会に関する事項、決算に関する事項、取締役にに関する事項、株式に関する事項、予算や事業計画に関する事項、人事・組織に関する事項、投資に関する事項、資金に関する事項、子会社に関する事項、サステナビリティ/ESGに関する事項
- ・報告事項（60件）：事業報告（営業報告、人事関連報告）、監査報告、内部監査状況報告、ESGに関する報告、取締役会実効性に関する報告
- ・討議事項（5件）：サステナビリティに関する事項、株主還元の検討、投資に関する事項

⑤ 指名・報酬委員会の活動状況

当社は必要のある都度指名・報酬委員会を開催しております。当事業年度における指名・報酬委員会の開催回数および個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数（出席率）
西本甲介	9回	9回（100%）
大野龍隆	9回	9回（100%）
中野庸一	9回	9回（100%）
清水新	9回	9回（100%）
栖関智晴	9回	9回（100%）

当事業年度における指名・報酬委員会の主な検討事項としては、以下のとおりです。

- ・指名に関する事項：次期役員体制のあり方に関する討議、その他取締役の指名に関して取締役会が諮問する事項
- ・報酬に関する事項：取締役報酬のあり方に関する討議、取締役の個人別報酬額の決定、その他取締役の報酬に関して取締役会が諮問する事項

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 9名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 18.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	西本 甲介	1958年3月1日生	1981年4月 1984年9月 1995年6月 1996年7月 1999年11月 2003年4月 2014年4月 2015年6月 2017年4月 2017年6月 2019年6月 2020年2月	カネボウ㈱ 入社 ㈱メイテック 入社 同 取締役 同 専務取締役 同 代表取締役社長 同 代表取締役社長 グループCEO 同 取締役会長 ㈱インターワークス 社外取締役 同 代表取締役会長 兼 社長 当社 取締役 当社 取締役副社長 当社 代表取締役会長(現任)	(注3)	10
代表取締役 社長	大野 龍隆	1964年10月1日生	1987年4月 2002年4月 2007年6月 2008年10月 2011年1月 2013年1月 2013年12月 2014年6月 2020年2月	当社 入社 当社 執行役員 当社 取締役執行役員 ㈱駿河生産プラットフォーム 代表取締役社長 当社 取締役常務執行役員 駿河精機㈱ 代表取締役社長 当社 専務取締役 当社 代表取締役社長 ㈱ミスミ 代表取締役社長(現任) 当社 代表取締役社長 CEO 当社 代表取締役社長(現任)	(注3)	460
常務取締役	金谷 知樹	1967年10月20日生	1991年4月 1992年4月 2000年6月 2015年12月 2018年4月 2020年7月 2020年10月 2021年6月 2023年1月	勸角証券㈱ 入社 ㈱佐渡島 入社 当社 入社 ㈱ミスミ 中国企業体 CEO 同 中国企業体 企業体社長 当社 常務執行役員 ㈱ミスミ 中亜事業グループ統括(現任) 当社 常務取締役(現任) ㈱ミスミ アジア企業体 企業体社長(現任)	(注3)	9
常務取締役	清水 重貴	1971年11月28日生	1995年4月 1999年4月 2015年12月 2018年4月 2020年7月 2020年10月 2021年6月 2022年4月	大倉商事㈱ 入社 当社 入社 ㈱ミスミ アジア企業体 CEO 同 アジア企業体 企業体社長 当社 常務執行役員 ㈱ミスミ IM企業体 企業体社長 当社 常務取締役(現任) ㈱ミスミ 日本企業体 企業体社長(現任)	(注3)	34
取締役	徐 少淳	1964年1月28日生	1988年9月 1996年9月 1998年8月 2012年5月 2017年4月 2021年10月 2022年6月	中国・上海商業局 財務処 伊藤忠(中国)集团有限公司 中国投資部主任 パナソニック電工(中国)有限公司 財務部長 ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司入社 ㈱ミスミ 中国企業体 執行役員 ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司 総経理 ㈱ミスミ 中国企業体 執行役員常務 ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司 董事長 兼 総経理(現任) 当社 取締役(現任) ㈱ミスミ 中国企業体企業体 副社長(現任)	(注3)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	中野 庸一	1960年4月26日生	1990年5月 1996年6月 2003年6月 2011年8月 2013年1月 2016年2月 2019年6月	世界銀行グループ 国際金融公社 投資本部 入社 マッキンゼー・アンド・カンパニー・ インコーポレイテッド・ジャパン 入社 縄文アソシエイツ(株) エグゼクティブ サーチコンサルタント ハイドリック・アンド・ストラグルズ ジャパン合同会社 リーダーシップ・ コンサルティング部門 パートナー 同 エグゼクティブ・サーチ部門 パートナー (株)中庸 代表取締役社長(現任) 当社 取締役(現任)	(注3)	—
取締役	清水 新	1972年6月1日生	1997年4月 2005年9月 2015年7月 2017年3月 2017年6月 2017年9月 2020年6月 2021年6月	アクセンチュア(株) 入社 同 エグゼクティブパートナー 同 戦略コンサルティング本部 統括本部長 執行役員 シーオス(株) 代表取締役副社長 COO (株)インターワークス 社外取締役(現任) (株)トラスト・テック (現 (株)オープンアップ グループ) 社外取締役(現任) 当社 取締役(現任) (株)ピー・アンド・イー・ディレクションズ 取締役(現任)	(注3)	—
取締役	栖関 智晴	1957年2月18日生	1979年4月 1997年1月 2001年11月 2003年4月 2004年11月 2007年3月 2010年9月 2020年3月 2021年3月 2021年6月	住友電気工業(株) 入社 (株)レイケム 取締役 タイコエレクトロニクスレイケム(株) 代表取締役 (株)ディーアンドエムホールディングス 執行役員 (株)OCC 代表取締役社長 兼 CEO スマダコーポレーション(株) 執行役員 COO 同 代表執行役社長 同 取締役 同 リスクマネジメント委員会議長 同 指名委員 兼 報酬委員 当社 取締役(現任)	(注3)	—
常勤監査役	和田 高明	1962年12月21日生	1985年4月 2006年7月 2011年11月 2013年11月 2015年12月 2017年1月 2017年5月 2022年4月 2022年6月	当社 入社 (株)ミスミ 金型部品事業部 P&D事業チー ム 事業統括ディレクター 同 金型企業体役員 同 金型モールド企業体 企業体社長 同 金型企業体 企業体社長 当社 G執行役員 同 常務執行役員 (株)ミスミ 監査役 当社 監査役(現任)	(注4)	29

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役	野末寿一	1960年8月15日生	1987年4月 1990年12月 1996年3月 1998年10月 2000年6月 2003年3月 2005年4月 2015年3月 2015年6月 2018年6月	弁護士登録 加藤法律特許事務所(現 静岡のぞみ法律特許事務所)入所(現任) 米国ニューヨーク州弁護士登録 弁理士登録 ㈱駿河生産プラットフォーム 監査役 静岡瓦斯㈱(現 静岡ガス㈱) 社外監査役 当社 監査役(現任) 静岡瓦斯㈱(現 静岡ガス㈱) 社外取締役(現任) レック㈱ 社外取締役(監査等委員)(現任) ㈱赤阪鐵工所 社外取締役(現任)	(注5)	12
監査役	青野奈々子	1962年1月15日生	1984年4月 1995年11月 2002年7月 2005年3月 2008年6月 2010年5月 2017年6月 2019年6月 2021年3月	日興証券㈱(現SMB C日興証券㈱) 入社 中央青山監査法人 入所 ㈱ビジコム(現㈱OAGビジコム) 入社 同 取締役 ㈱ダスキン 社外監査役 ㈱GEN 代表取締役社長(現任) 当社 監査役(現任) 日本製紙㈱ 社外監査役(現任) 明光ネットワークジャパン㈱ 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注5)	—
計						554

- (注) 1 取締役 中野庸一、清水新および栖関智晴の各氏は社外取締役であります。
2 監査役 野末寿一および青野奈々子の各氏は社外監査役であります。
3 取締役の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 監査役 和田高明氏の任期は、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5 監査役 野末寿一氏および青野奈々子氏の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6 役員の所有株式数は、2023年3月31日時点のものであります。
7 当社は、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
市川 静代	1961年8月1日生	1987年4月 1987年4月 2000年4月 2020年6月	弁護士登録 吉原特許法律事務所(現 小松・三輪法律事務所) 弁護士(現任) ㈱ディーシー債権回収 常勤取締役 京極運輸商事㈱ 社外監査役(現任)	(注)	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

② 社外役員の状況

本報告書提出日現在、社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

- イ 各社外取締役および社外監査役につき提出会社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係
2023年3月31日現在、社外監査役野末寿一氏は12,000株、当社株式を所有しております。これらの資本的关系を除き、いずれの社外取締役、社外監査役および各人が現在または過去に役員若しくは使用人である他の会社等とも当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係他、特別な利害関係はありません。

ロ 社外取締役および社外監査役が会社の企業統治において果たす機能および役割

当社は経営の意思決定機能と業務執行取締役および執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会において、取締役8名中3名を社外取締役に、また監査役3名中2名を社外監査役としております。当社は、コーポレートガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立の立場での経営監視の機能が重要と考えており、現状の体制は、社外取締役による経営の監督・チェックおよび社外監査役による独立した立場からの監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能していると判断いたしております。

ハ 社外取締役または社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針の内容

東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たすことを、当社の社外取締役および社外監査役の選任の基準としております。

ニ 社外取締役および社外監査役の選任状況に関する会社の考え方

- ・社外取締役中野庸一氏は、グローバルでの金融、コンサルティング、エグゼクティブ・サーチなど様々な業種での豊富な経験と経営者の人材開発についての幅広い見識を有しています。
- ・社外取締役清水新氏は、長年の戦略コンサルタントおよび経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しています。
- ・社外取締役柄関智晴氏は、エレクトロニクス業界を中心とした複数のグローバル企業において経営者を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しています。
- ・社外監査役野末寿一氏は、弁護士としての法務に関する専門的な知識や経験、当社および他の企業での社外監査役・社外取締役としての豊富な経験を有しています。
- ・社外監査役青野奈々子氏は、公認会計士として財務会計に関する相当程度の知見および経営者や監査役としての経歴から培ってきた幅広い見識を有しています。

これらの専門的な知識・経験等からの視点に基づき、当社の経営の監督とチェック機能および独立した立場からの公正かつ客観的な監査の役割を遂行することができるものと判断いたしております。

③ 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、毎月の取締役会へ出席し、主に業務執行を行う経営陣から独立した客観的観点から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

また社外監査役は、毎月の取締役会および監査役会へ出席し、専門的な知識・経験等の見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

監査役と内部監査室は、毎月の定例会で情報共有を図る等、会計監査人も含めて連携を密に行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

イ 監査役監査の組織、人員および手続

当社は、監査役3名中2名が社外監査役であります。2022年6月16日の株主総会で選任された常勤監査役和田高明氏は、1985年に当社に入社して以降、当社のグローバルの事業、オペレーションおよび組織運営における幅広い経験と知見を有しております。社外監査役野末寿一氏は、弁護士としての法務に関する専門的な知識や経験を有しております。社外監査役青野奈々子氏は、公認会計士として財務会計に関する相当程度の知見を有しております。3名の監査役が、それぞれの分野での豊富な知識と経験を活用して監査することにより、企業行動の透明性および財務上の数値の信頼性を一層高めております。

各監査役は、監査役会で定めた監査の方針および実施計画に従い監査活動を実施するとともに、経営意思決定に係わる主要な会議には常任メンバーとして出席し、コーポレートガバナンスの一翼を担っております。

ロ 当事業年度における監査役および監査役会の活動状況

a. 監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況

当事業年度において当社は監査役会を27回開催しており、個々の監査役の出席状況は、以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数（出席率）
宮本博史	6回	6回（100%）
和田高明	21回	21回（100%）
野末寿一	27回	26回（96%）
青野奈々子	27回	27回（100%）

※監査役宮本博史氏は、2022年6月16日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しておりますので、退任前の出席状況を記載しております。

※監査役和田高明氏は、2022年6月16日開催の第60回定時株主総会で監査役に新たに選任され同日就任しておりますので、就任後の出席状況を記載しております。

b. 監査役会の主な議題・協議事項

- ・取締役、執行役員等との面談
- ・監査報告書作成、取締役会評価、監査役会評価、IESBA倫理規程改正への対応等の協議
- ・各監査役活動状況の報告

c. 監査役会の主な検討事項

- ・内部統制システムの運用状況および実効性について
内部統制システムの継続的な検討状況の確認
- ・リスク管理、リスク対応の状況
情報セキュリティ対策への取り組み状況確認
事業継続計画（BCP）の取り組み状況確認
情報システム開発投資及び効果の管理状況確認
- ・ガバナンスおよび開示要求対応の実効性について
改訂コーポレートガバナンス・コードへの継続的な取り組み状況と実効性の確認
ESG、サステナビリティへの取り組み状況と実効性の確認
- ・監査役会の実効性向上、環境整備への取り組み
取締役との相互理解の深化
監査役会の実行力強化
監査関係機関との連携

d. 常勤監査役および社外監査役の活動状況

当事業年度において、常勤監査役は、以下に示した監査活動を行い、その内容は社外監査役にも適時に共有しております。

(1) 取締役面談（監査役会面談を含む）	34回
(2) 幹部社員面談	23回
(3) 国内外拠点往査	3回
(4) 重要会議出席	26回
(5) 会計監査人面談	29回
(6) 内部監査部門会合	12回

社外監査役野末寿一氏は、主に法務やコンプライアンスの観点より意見を述べ、監査活動に従事しております。社外監査役青野奈々子氏は、主に財務会計や内部統制の観点より意見を述べ、監査活動に従事しております。

② 内部監査の状況

当社は、内部監査部門として代表取締役会長直属の内部監査室を設置しています。内部監査室は5名体制で執行部門に対して内部監査を実施し、指摘事項とその改善の為の提言を記載した内部監査報告書を作成し、代表取締役会長へ報告するとともに、監査役および被監査部門に提出します。指摘事項があった場合は、被監査部門において改善計画が立案・実行され、内部監査室が改善の進捗状況を監視する体制を取っています。

監査役と内部監査室は、月1回の定例会で情報共有を図る等、会計監査人も含めて連携を密に行い、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

なお、当社は、内部監査室が取締役会および監査役会に対して適切に直接報告を行う仕組みを構築しています。

③ 会計監査の状況

当社は、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任しており、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はなく、また同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

イ 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ロ 継続監査期間

32年

ハ 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員：吉原一貴、宮下淳

ニ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名

その他 27名

ホ 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準」に則り、独立性・専門性等を検証、確認することにより会計監査人を適切に選定する方針です。

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、当社は、上記のほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

ヘ 監査役および監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準」を策定し、これに基づき会計監査人の品質管理システム、会計監査人の職業倫理、独立性および必要な専門性、効率的かつ効果的な監査業務の実施体制、海外のネットワークファームとの十分なコミュニケーションの有無等を確認し、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

④ 監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	53	—	59	—
連結子会社	38	—	40	—
計	91	—	99	—

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（イを除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	0	0	5
連結子会社	120	10	144	10
計	120	10	144	16

(注) 1 提出会社における非監査業務の内容は、主に税務に関するアドバイザー業務です。

2 連結子会社における非監査業務の内容は、主にDayton Lamina Corporation等における税務申告に関する助言・指導業務です。

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

ニ 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定しております。

ホ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、上記報酬等について、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の職務遂行状況および報酬の見積りの算定根拠等を確認・検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき相当と判断し、会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

(4) 【役員報酬等】

① 役員報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は、2021年2月18日の取締役会において取締役の個人別の報酬等に係る決定方針（以下「決定方針」という）を定めており、直近2023年5月18日改訂を経て現在の内容は下記のとおりであります。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで合議により具体的な決定を行っているため、取締役会としても当該内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

記

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

a. 役員報酬の基本方針および構成

当社は取締役の報酬等の額に関して、過去の経験、市場水準とその貢献に照らして妥当な報酬を付与することを方針としております。具体的には、取締役の報酬は、定額の「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」と、長期インセンティブ報酬としての「譲渡制限付株式」の3つで構成します。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみの支給とします。

(1) 基本報酬

基本報酬については、各取締役の役割と職位に応じて金額を決定し、市場水準等を勘案し、月例の固定報酬として支給します。

(2) 業績連動報酬（賞与）

業績連動報酬は、連結会計年度毎の会社業績への貢献意欲を高める目的で、各連結会計年度の連結経常利益および配当額等を総合的に勘案のうえ各取締役の報酬額を決定し、賞与として毎年、一定の時期に支給します。

(3) 長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）

長期インセンティブ報酬は、中長期的な業績および企業価値向上への貢献意欲を高める目的で譲渡制限付株式とします。譲渡制限付株式は、各取締役の個人評価に基づき付与数を決定した上で、毎年一定の時期に付与するものとし、その譲渡制限は、取締役が、当社、当社子会社または当社関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失することをもって解除するものとします。

ただし、譲渡制限付株式の付与に制約がある場合は、譲渡制限付株式の付与に代えて、金銭を支給することとします。

b. 基本報酬、業績連動報酬、長期インセンティブ報酬等の額の割合

当社の取締役の報酬の構成割合は、当社の経営戦略・事業環境、職責および中長期的なインセンティブ等を踏まえ、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を参考に、適切に設定します。なお、業績連動報酬の額と長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）の付与数は、業績および個人評価に応じて変動し、年度によっては全く支給しないこともあり得ます。

c. 取締役の個人別の報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬その他報酬に関する事項については、代表取締役が報酬案を作成の上、社外取締役および代表取締役で構成される指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）にて、各委員の合議の上決定することとします。なお、長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）については、同様の手続での指名・報酬委員会における決定に加えて、取締役会で発行の決議を行います。

d. 役員報酬返還条項

取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該役員の報酬（受益権含）を没収または返還請求する場合があります。

以上

ロ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬の額は、2014年6月13日開催の第52回定時株主総会において年額11億円以内（うち社外取締役4千万円以内）と決議しております。（使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与および譲渡制限付株式の付与のための報酬は含んでおりません。）当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）であります。また、当該報酬とは別枠で2023年6月15日開催の第61回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の額を年額8億5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）であります。

当社監査役の報酬等の額は、1993年6月28日開催の第31回定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (ストック・ オプション)	
取締役 (社外取締役を除く)	582	236	63	282	7
監査役 (社外監査役を除く)	22	22	—	—	1
社外役員	50	50	—	—	5
合計	656	310	63	282	13

(注) 1 業績連動報酬に係る各指標の具体的な目標設定はありませんが、各連結会計年度の連結経常利益および配当額等並びに個人評価を総合的に勘案して決定しています。当事業年度の連結経常利益および配当額の実績は「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」に記載のとおりであります。

2 非金銭報酬として、取締役に対してストック・オプションを交付しており、当該ストック・オプションの内容およびその交付状況は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

ロ 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	連結報酬等 の総額 (百万円)	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)		
			基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (ストック・ オプション)
西本 甲介 (代表取締役会長)	201	提出会社	80	17	104
大野 龍隆 (代表取締役社長)	201	提出会社	80	17	104

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

③ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名または名称、その権限の内容および裁量の範囲等

取締役の個人別の報酬その他報酬に関する事項については、代表取締役が報酬案を作成の上、社外取締役、代表取締役で構成される指名・報酬委員会（委員の過半数が社外取締役）にて、各委員の合議の上決定することとします。

当事業年度においては、個人別の報酬その他報酬に関する事項について、代表取締役会長西本甲介および代表取締役社長大野龍隆氏が報酬案を作成の上、社外取締役中野庸一氏、社外取締役清水新氏、社外取締役栖閑智晴氏、代表取締役会長西本甲介氏および代表取締役社長大野龍隆氏で構成される指名・報酬委員会にて、各委員の合議の上決定いたしました。個人別の報酬その他報酬に関する事項の決定権限を指名・報酬委員会に委任した理由は、報酬の決定についての透明性および説明責任を強化するためです。なお、ストック・オプションについては、発行の都度、指名・報酬委員会で付与数等を審議・決定の上、取締役会にて決議しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準および考え方

当社は、保有目的が純投資目的以外の投資株式のみ保有しております。

② 駿河精機株式会社における株式の保有状況

当社および連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である駿河精機株式会社については以下のとおりであります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	1	6
非上場株式以外の株式	—	—

③ 提出会社における株式の保有状況

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表の作成をしておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)及び事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時に開示が行える体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の新設及び変更に関する情報を収集しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	108,895	119,558
受取手形及び売掛金	※1 76,819	※1 76,359
商品及び製品	50,593	62,750
仕掛品	2,823	4,457
原材料及び貯蔵品	8,324	10,182
未収還付法人税等	452	2,473
その他	5,498	7,276
貸倒引当金	△282	△436
流動資産合計	253,123	282,623
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	26,550	29,186
減価償却累計額	※2 △12,734	※2 △14,582
建物及び構築物（純額）	13,815	14,604
機械装置及び運搬具	40,493	43,506
減価償却累計額	※2 △24,221	※2 △27,839
機械装置及び運搬具（純額）	16,272	15,666
土地	3,876	3,898
使用権資産	9,410	9,256
減価償却累計額	△2,686	△2,831
使用権資産（純額）	6,724	6,424
建設仮勘定	3,210	5,039
その他	8,700	9,434
減価償却累計額	※2 △6,079	※2 △6,662
その他（純額）	2,620	2,771
有形固定資産合計	46,520	48,405
無形固定資産		
ソフトウェア	28,527	28,125
その他	7,192	6,896
無形固定資産合計	35,719	35,021
投資その他の資産		
投資有価証券	6	6
繰延税金資産	6,550	6,891
その他	※3 5,824	※3 5,907
貸倒引当金	△355	△397
投資その他の資産合計	12,026	12,408
固定資産合計	94,266	95,835
資産合計	347,390	378,458

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	21,617	22,434
リース債務	1,775	2,163
未払金	9,208	8,909
未払法人税等	7,154	4,276
賞与引当金	4,819	3,184
役員賞与引当金	250	51
事務所移転費用引当金	—	608
その他	※1 7,585	※1 7,312
流動負債合計	52,410	48,942
固定負債		
リース債務	5,409	5,521
繰延税金負債	939	798
退職給付に係る負債	6,872	7,025
その他	1,798	1,946
固定負債合計	15,019	15,291
負債合計	67,430	64,234
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,664	13,936
資本剰余金	24,020	24,292
利益剰余金	220,519	245,557
自己株式	△79	△80
株主資本合計	258,125	283,706
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	36	—
為替換算調整勘定	19,063	27,508
退職給付に係る調整累計額	△0	71
その他の包括利益累計額合計	19,100	27,580
新株予約権	1,937	1,989
非支配株主持分	797	948
純資産合計	279,959	314,224
負債純資産合計	347,390	378,458

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月 31 日)
売上高	※1 366,160	※1 373,151
売上原価	199,296	202,073
売上総利益	166,863	171,078
販売費及び一般管理費	※2, ※3 114,652	※2, ※3 124,463
営業利益	52,210	46,615
営業外収益		
受取利息	532	1,357
持分法による投資利益	37	43
補助金収入	9	461
雑収入	463	420
営業外収益合計	1,043	2,283
営業外費用		
支払利息	99	160
為替差損	450	557
雑損失	204	341
営業外費用合計	753	1,059
経常利益	52,500	47,838
特別利益		
固定資産売却益	※4 57	—
特別利益合計	57	—
特別損失		
減損損失	※5 642	※5 44
新型コロナウイルス感染症による損失	※6 783	※6 90
事務所移転費用	※7 —	※7 1,170
特別損失合計	1,426	1,305
税金等調整前当期純利益	51,131	46,533
法人税、住民税及び事業税	13,975	12,509
法人税等調整額	△466	△383
法人税等合計	13,509	12,126
当期純利益	37,621	34,406
非支配株主に帰属する当期純利益	64	124
親会社株主に帰属する当期純利益	37,557	34,282

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	37,621	34,406
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	36	△36
為替換算調整勘定	15,706	8,361
退職給付に係る調整額	153	72
持分法適用会社に対する持分相当額	9	7
その他の包括利益合計	※ 15,906	※ 8,404
包括利益	53,528	42,810
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	53,439	42,762
非支配株主に係る包括利益	88	48

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,436	23,791	190,779	△78	227,929
当期変動額					
新株の発行	228	228	—	—	456
剰余金の配当	—	—	△7,817	—	△7,817
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	37,557	—	37,557
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	228	228	29,739	△0	30,195
当期末残高	13,664	24,020	220,519	△79	258,125

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	—	3,371	△153	3,217	1,787	634	233,569
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	456
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△7,817
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	37,557
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36	15,692	153	15,882	149	162	16,194
当期変動額合計	36	15,692	153	15,882	149	162	46,390
当期末残高	36	19,063	△0	19,100	1,937	797	279,959

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,664	24,020	220,519	△79	258,125
当期変動額					
新株の発行	272	272	—	—	544
剰余金の配当	—	—	△9,244	—	△9,244
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	34,282	—	34,282
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	272	272	25,037	△0	25,581
当期末残高	13,936	24,292	245,557	△80	283,706

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	36	19,063	△0	19,100	1,937	797	279,959
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	544
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△9,244
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	34,282
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△36	8,444	72	8,479	51	150	8,682
当期変動額合計	△36	8,444	72	8,479	51	150	34,264
当期末残高	—	27,508	71	27,580	1,989	948	314,224

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	51,131	46,533
減価償却費	15,341	16,587
減損損失	642	44
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	249	230
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,080	△1,754
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	208	△198
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△10	179
受取利息及び受取配当金	△539	△1,364
支払利息	99	160
株式報酬費用	589	595
為替差損益 (△は益)	47	△114
持分法による投資損益 (△は益)	△37	△43
新型コロナウイルス感染症による損失	783	90
事務所移転費用	—	1,170
売上債権の増減額 (△は増加)	△511	1,306
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△2,857	△13,693
未払金の増減額 (△は減少)	1,153	△1,302
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△870	△772
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,029	619
その他の資産の増減額 (△は増加)	△368	△566
その他の負債の増減額 (△は減少)	△987	450
小計	66,172	48,160
利息及び配当金の受取額	396	1,226
利息の支払額	△88	△116
新型コロナウイルス感染症による損失の支払額	△773	△85
事務所移転費用の支払額	—	△151
法人税等の支払額	△10,316	△17,586
営業活動によるキャッシュ・フロー	55,391	31,447
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△16,508	△13,625
固定資産の売却による収入	220	106
定期預金の預入による支出	△13,463	△19,646
定期預金の払戻による収入	7,102	14,229
敷金及び保証金の差入による支出	△1,284	△904
敷金及び保証金の回収による収入	1,144	785
その他	26	21
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,761	△19,033
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	17	0
非支配株主からの払込みによる収入	—	34
リース債務の返済による支出	△1,808	△1,958
配当金の支払額	△7,817	△9,244
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,609	△11,169
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,459	3,952
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	29,479	5,197
現金及び現金同等物の期首残高	71,964	101,443
現金及び現金同等物の期末残高	※1 101,443	※1 106,640

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 51社

主要な連結子会社の名称

- ・株式会社ミスミ
- ・株式会社駿河生産プラットフォーム
(新規) 当連結会計年度において新たに加わった1社
新規設立に伴うもの
- ・株式会社DTダイナミクス

(2) 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称

非連結子会社の数 1社

- ・WUXI PARTS SEIKO PRECISION IND CO., LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 2社

- ・アイオーミスミ精密機械貿易(南通)有限公司
- ・トーヨーミスミ精密機械貿易(南通)有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数 1社

- ・WUXI PARTS SEIKO PRECISION IND CO., LTD.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司 他27社の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては上記連結子会社は連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

商品、原材料

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

製品、仕掛品

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品

主として総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

国内子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～45年

機械装置及び運搬具 2年～20年

② 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法によっております。

その他の無形固定資産については、主に定額法(15年)を採用しております。

③ 使用権資産

一部の在外連結子会社において、IFRS第16号「リース」及びASU第2016-02号「リース」を適用しております。IFRS第16号及びASU第2016-02号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、国際財務報告基準もしくは米国会計基準に基づく償却方法を採用しています。また、(リース取引関係)において、IFRS第16号及びASU第2016-02号に基づくリース取引は、ファイナンス・リース取引の分類としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 事務所移転費用引当金

当社の事務所移転に伴い、主に旧事務所賃借料のうち将来支払見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した連結会計年度において費用処理しております。ただし、一部の連結子会社については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で費用処理することとしております。

過去勤務費用については、一部の連結子会社において発生しており、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で費用処理することとしております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループはF A事業、金型部品事業、V O N A事業の3つの領域における各製品の開発、提供を主な事業としています。当該製品の提供については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で製品に対する支配が顧客に移転すると判断していることから、製品が顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内の提供については、出荷から顧客に引き渡された時点までの期間が通常の間である場合は、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引及び割戻し等を控除した金額で測定しております。また、買戻し義務を負っている有償支給取引については、金融取引として棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について金融負債を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

商品及び製品の評価

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 62,750百万円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、販売在庫取扱い開始から一定の期間が経過し、かつ今後販売見込みがないと判断される一定数量以上の商品及び製品について、原則100%帳簿価額を切下げた価額をもって評価し、評価損は連結損益計算書に計上しております。

従って、販売減少等により帳簿価額を切下げる商品及び製品が増加した場合には、翌連結会計年度に係る連結財務諸表において認識する金額に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(米国会計基準A S U第2016-02「リース」の適用)

一部の在外連結子会社において、当連結会計年度の期首よりA S U第2016-02「リース」を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースについて資産及び負債として認識することといたしました。本基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、当該会計基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。その結果、当該会計基準の適用に伴い、有形固定資産の「使用権資産」が838百万円、流動負債の「リース債務」が190百万円、固定負債の「リース債務」が741百万円増加しております。なお、当会計基準の適用が当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「補助金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた473百万円は、「補助金収入」9百万円、「雑収入」463百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の還付額」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「法人税等の支払額」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示しておりました「法人税等の還付額」338百万円、「法人税等の支払額」△10,655百万円は、「法人税等の支払額」△10,316百万円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 「受取手形及び売掛金」のうち顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(収益認識関係)」に記載しております。

※2 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
関係会社出資金	195百万円	202百万円

上記の関係会社出資金は、投資その他の資産の「その他」に含めております。

4 コミットメントライン契約

運転資金の安定的かつ機動的な調達を目的に、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
コミットメントライン契約の総額	15,000百万円	15,000百万円
借入実行残高	一百万円	一百万円
差引額	15,000百万円	15,000百万円

5 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約は財務制限条項が付されており、下記のいずれかに該当した場合、本契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) 各連結会計年度末日の連結貸借対照表における純資産の部の合計金額が、直近の連結会計年度末日の連結貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額未満となった場合
- (2) 各連結会計年度の決算期の連結損益計算書における経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上した場合

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(収益認識関係)」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
給料手当	30,000百万円	32,450百万円
賞与引当金繰入	4,941百万円	3,252百万円
退職給付費用	1,387百万円	1,472百万円
役員賞与引当金繰入	250百万円	51百万円
減価償却費	12,136百万円	13,295百万円
業務委託料	19,098百万円	21,861百万円
運賃荷造費	14,847百万円	15,202百万円
貸倒引当金繰入	13百万円	180百万円

※3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
研究開発費	1,211百万円	2,801百万円

※4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
固定資産売却益		
土地	57百万円	－百万円

※5 減損損失の内訳は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

場所	用途	種類	金額
東京都他	遊休資産	ソフトウェア他	642百万円

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

場所	用途	種類	金額
東京都他	遊休資産	ソフトウェア他	44百万円

当社グループは原則として、事業部門を基準にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については、個別の物件ごとにグルーピングを行っております。上記の資産は、将来の回収可能性を検討した結果、見積将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、遊休資産は売却及び将来の使用見込みがないため回収可能価額を零として評価しております。

※6 新型コロナウイルス感染症による損失

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

一部の連結子会社において、新型コロナウイルス感染症に対する各国政府等の要請に基づき、感染拡大防止に伴う臨時費用を特別損失に計上しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

一部の連結子会社において、新型コロナウイルス感染症に対する各国政府等の要請に基づき、感染拡大防止に伴う臨時費用を特別損失に計上しております。

※7 事務所移転費用

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社の事務所移転に伴うものであり、主に重複家賃、引越費用等であります。このうち、事務所移転費用引当金繰入額は658百万円であります。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	52百万円	—百万円
組替調整額	—百万円	△52百万円
税効果調整前	52百万円	△52百万円
税効果額	△16百万円	16百万円
繰延ヘッジ損益	36百万円	△36百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	15,706百万円	8,361百万円
組替調整額	—百万円	—百万円
税効果調整前	15,706百万円	8,361百万円
税効果額	—百万円	—百万円
為替換算調整勘定	15,706百万円	8,361百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	208百万円	105百万円
組替調整額	11百万円	△2百万円
税効果調整前	219百万円	102百万円
税効果額	△65百万円	△30百万円
退職給付に係る調整額	153百万円	72百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	9百万円	7百万円
その他の包括利益合計	15,906百万円	8,404百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	284,244,497	208,400	—	284,452,897

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 208,400株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	129,760	136	—	129,896

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 136株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2014年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	44
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	218
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	328
	2018年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	320
	2019年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	511
	2020年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	215
	2021年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	299
合計			—	—	—	—	1,937

(注) 2018年、2019年、2020年、2021年の新株予約権の一部は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月17日 定時株主総会	普通株式	2,608	9.18	2021年3月31日	2021年6月23日
2021年10月28日 取締役会	普通株式	5,209	18.33	2021年9月30日	2021年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,182	14.71	2022年3月31日	2022年6月22日

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	284,452,897	222,500	—	284,675,397

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 222,500株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	129,896	174	—	130,070

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 174株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2014年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	34
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	153
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	223
	2018年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	198
	2019年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	334
	2020年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	306
	2021年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	611
	2022年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	114
	2023年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	11
合計			—	—	—	—	1,989

(注) 2020年、2021年、2022年、2023年の新株予約権の一部は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	4,182	14.71	2022年3月31日	2022年6月22日
2022年10月27日 取締役会	普通株式	5,062	17.80	2022年9月30日	2022年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,511	12.34	2023年3月31日	2023年6月21日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金勘定	108,895百万円	119,558百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△7,451百万円	△12,917百万円
現金及び現金同等物	101,443百万円	106,640百万円

2 重要な非資金取引の内容

リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
使用権資産	6,724百万円	6,424百万円
リース債務	7,184百万円	7,684百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産

一部の在外連結子会社において、IFRS第16号「リース」及びASU第2016-02号「リース」を適用しております。当該会計基準の適用により、当該在外連結子会社における賃借料等を使用権資産として計上しております。

② リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年以内	2,658百万円	2,505百万円
1年超	11,435百万円	22,724百万円
合計	14,094百万円	25,229百万円

※1 当連結会計年度において事務所移転をしたこと等により残高が増加しております。

2 一部の在外連結子会社において、当連結会計年度の期首よりASU第2016-02号「リース」を適用しているため、当該子会社におけるオペレーティング・リース取引については前連結会計年度の金額にのみ含めております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にF A事業、金型部品事業、VONA事業において企画・販売を行っており、事業遂行上の設備投資計画については原則自己資金を充当しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引は、為替の変動リスクをヘッジする目的のみに利用する方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、グローバルに事業を展開していることから、外貨建債権・債務を保有しており、為替変動リスクに晒されております。

当社グループでは、原則外貨建債権・債務をネットしたポジションについて主に先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理ルールに従い、営業管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い大手金融機関とのみ取引を行っており、当社では重要な信用リスクはないと判断しております。当期の連結決算日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の債権・債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対し、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引については、現状主に先物為替予約を取扱っております。またその目的は、実需の外貨建債権・債務のヘッジに限定しております。当社のデリバティブ業務に関するリスク管理については、ファイナンス統括内の財務担当者による相互牽制およびチェックにより行われております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきファイナンス統括内に定期的に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要な手許流動性を算定し、その金額を維持することで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額で、市場動向によって価額が変動することもあります。また、(デリバティブ取引関係)におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブの取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額 ※1、※2	時価 ※1、※2	差額
(1) デリバティブ取引 ※3	(81)	(81)	—

※1 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」及び「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額 ※1、※2	時価 ※1、※2	差額
(1) デリバティブ取引 ※3	(33)	(33)	—

※1 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」及び「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
非上場株式	6	6

（注2）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	108,895	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	76,819	—	—	—
合計	185,714	—	—	—

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	119,558	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	76,359	—	—	—
合計	195,918	—	—	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価 ※1			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 ※2 通貨関連	—	(81)	—	(81)

※1 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価 ※1			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 ※2 通貨関連	—	(33)	—	(33)

※1 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
前連結会計年度 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,149	—	△68	△68
	日本円	167	—	14	14
	その他	161	—	△0	△0
	買建				
	日本円	1,790	—	△77	△77
	米ドル	740	—	△2	△2
	その他	132	—	0	0
	合 計	4,141	—	△134	△134

当連結会計年度 (2023年3月31日)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,325	—	△16	△16
	日本円	150	—	△2	△2
	その他	150	—	△1	△1
	買建				
	日本円	1,770	—	△14	△14
	米ドル	478	—	△0	△0
	その他	111	—	1	1
	合 計	3,988	—	△33	△33

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	589	—	52
	合 計		589	—	52

当連結会計年度 (2023年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	9,080 百万円	9,298 百万円
勤務費用	1,100 百万円	1,101 百万円
利息費用	41 百万円	57 百万円
数理計算上の差異の発生額	△121 百万円	△113 百万円
退職給付の支払額	△761 百万円	△677 百万円
過去勤務費用の発生額	△142 百万円	△13 百万円
その他	101 百万円	23 百万円
退職給付債務の期末残高	9,298 百万円	9,677 百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
年金資産の期首残高	2,269 百万円	2,426 百万円
期待運用収益	24 百万円	39 百万円
数理計算上の差異の発生額	△44 百万円	△75 百万円
事業主からの拠出額	286 百万円	312 百万円
退職給付の支払額	△136 百万円	△66 百万円
その他	28 百万円	14 百万円
年金資産の期末残高	2,426 百万円	2,651 百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び

退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	3,158 百万円	3,264 百万円
年金資産	△2,425 百万円	△2,651 百万円
	733 百万円	613 百万円
非積立型制度の退職給付債務	6,139 百万円	6,412 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,872 百万円	7,025 百万円
退職給付に係る負債	6,872 百万円	7,025 百万円
退職給付に係る資産	— 百万円	— 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,872 百万円	7,025 百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	1,100 百万円	1,101 百万円
利息費用	41 百万円	57 百万円
期待運用収益	△24 百万円	△39 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	12 百万円	83 百万円
過去勤務費用の費用処理額	△14 百万円	△14 百万円
その他	45 百万円	9 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,161 百万円	1,198 百万円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
過去勤務費用	128 百万円	△14 百万円
数理計算上の差異	91 百万円	116 百万円
合計	219 百万円	102 百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
過去勤務費用	△128 百万円	△114 百万円
未認識数理計算上の差異	131 百万円	14 百万円
合計	2 百万円	△99 百万円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
現金及び預金	33%	34%
一般勘定	67%	66%
合計	100%	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率の決定のため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
割引率	0.43%~0.50%	0.50%~1.02%
長期期待運用収益率	1.53%	1.70%

なお、予想昇給率については、計算時を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度は368百万円、当連結会計年度393百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費（株式報酬費用）	589百万円	595百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年6月13日	2014年10月23日	2016年2月10日	2016年2月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名	当社及び完全子会社従業員58名	当社取締役5名	当社及び完全子会社従業員69名
株式の種類及び付与数	普通株式 39,000株	普通株式 117,300株	普通株式 31,400株	普通株式 135,400株
付与日	2014年11月7日	2014年11月7日	2016年2月25日	2016年2月25日
権利確定条件	(注3)	(注2)	(注3)	(注2)
対象勤務期間	(注4)	2014年11月7日 ～2017年11月6日	(注4)	2016年2月25日 ～2019年2月24日
権利行使期間	2014年11月8日 ～2044年11月7日	2017年11月7日 ～2024年11月6日	2016年2月26日 ～2046年2月25日	2019年2月25日 ～2026年2月24日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年9月15日	2016年9月15日	2016年9月15日	2017年9月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名	当社取締役5名	当社及び完全子会社従業員84名	当社取締役4名
株式の種類及び付与数	普通株式 28,500株	普通株式 181,800株	普通株式 180,000株	普通株式 16,700株
付与日	2016年10月3日	2016年10月3日	2016年10月3日	2017年10月6日
権利確定条件	(注3)	(注2)	(注2)	(注3)
対象勤務期間	(注4)	2016年10月3日 ～2019年10月2日	2016年10月3日 ～2019年10月2日	(注4)
権利行使期間	2016年10月4日 ～2046年10月3日	2019年10月3日 ～2026年10月2日	2019年10月3日 ～2026年10月2日	2017年10月7日 ～2047年10月6日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年9月21日	2017年10月19日	2018年6月21日	2018年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名	当社及び完全子会社従業員90名	当社取締役4名	当社取締役4名
株式の種類及び付与数	普通株式 98,600株	普通株式 140,400株	普通株式 12,100株	普通株式 77,500株
付与日	2017年10月6日	2017年11月6日	2018年7月6日	2018年7月6日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注3)	(注2)
対象勤務期間	2017年10月6日 ～2020年10月5日	2017年11月5日 ～2020年11月4日	(注4)	2018年7月6日 ～2021年7月5日
権利行使期間	2020年10月6日 ～2027年10月5日	2020年11月6日 ～2027年11月5日	2018年7月7日 ～2048年7月6日	2021年7月6日 ～2028年7月5日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年10月18日	2019年6月20日	2019年6月20日	2019年10月17日
付与対象者の区分及び人数	当社及び完全子会社従業員101名	当社取締役5名	当社取締役4名	当社及び完全子会社従業員108名
株式の種類及び付与数	普通株式 168,000株	普通株式 18,100株	普通株式 76,400株	普通株式 175,100株
付与日	2018年11月2日	2019年7月5日	2019年7月5日	2019年11月1日
権利確定条件	(注2)	(注3)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	2018年11月2日 ～2021年11月1日	(注4)	2019年7月5日 ～2022年7月4日	2019年11月1日 ～2022年10月31日
権利行使期間	2021年11月2日 ～2028年11月1日	2019年7月6日 ～2049年7月5日	2022年7月5日 ～2029年7月4日	2022年11月1日 ～2029年10月31日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年6月25日	2020年6月25日	2021年3月12日	2021年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名	当社取締役5名	当社及び完全子会社従業員94名	当社取締役6名
株式の種類及び付与数	普通株式 21,100株	普通株式 108,200株	普通株式 99,500株	普通株式 15,000株
付与日	2020年7月10日	2020年7月10日	2021年3月29日	2021年7月9日
権利確定条件	(注3)	(注2)	(注2)	(注3)
対象勤務期間	(注4)	2020年7月10日 ～2023年7月9日	2021年3月29日 ～2024年3月28日	(注4)
権利行使期間	2020年7月11日 ～2050年7月10日	2023年7月10日 ～2030年7月9日	2024年3月29日 ～2031年3月28日	2021年7月10日 ～2051年7月9日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年6月24日	2021年11月18日	2022年6月30日	2022年6月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名	当社及び完全子会社従業員100名	当社取締役4名	当社取締役4名
株式の種類及び付与数	普通株式 89,400株	普通株式 102,400株	普通株式 14,800株	普通株式 99,900株
付与日	2021年7月9日	2021年12月3日	2022年7月15日	2022年7月15日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注3)	(注2)
対象勤務期間	2021年7月9日 ～2024年7月8日	2021年12月3日 ～2024年12月2日	(注4)	2022年7月15日 ～2025年7月14日
権利行使期間	2024年7月9日 ～2031年7月8日	2024年12月3日 ～2031年12月2日	2022年7月16日 ～2052年7月15日	2025年7月15日 ～2032年7月14日

会社名	提出会社
決議年月日	2023年2月16日
付与対象者の区分 及び人数	当社及び完全子会 社従業員93名
株式の種類 及び付与数	普通株式 133,600株
付与日	2023年3月3日
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	2023年3月3日 ～2026年3月2日
権利行使期間	2026年3月3日 ～2033年3月2日

- (注) 1 2015年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。また、新株予約権の割当を受けた者は、次の①～④に該当した場合、権利を行使することができない。
- ①新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位を喪失した場合
- ②当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員を解任された場合
- ③新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合
- ④新株予約権の割当を受けた者が、自ら破産手続開始を申し立てた場合または破産手続開始決定を受けた場合
- 3 新株予約権の割当を受けた者は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。また、新株予約権の割当を受けた者は、次の①～③に該当した場合、権利を行使することができない。
- ①新株予約権の割当を受けた者が、当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合
- ②新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合
- ③新株予約権の割当を受けた者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合
- 4 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年6月13日	2014年10月23日	2016年2月10日	2016年2月10日
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	21,900	16,200	18,100	40,900
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	8,700	—	16,800
失効	—	—	—	—
未行使残	21,900	7,500	18,100	24,100

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年9月15日	2016年9月15日	2016年9月15日	2017年9月21日
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	15,400	4,900	52,700	11,500
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	4,900	17,600	—
失効	—	—	—	—
未行使残	15,400	—	35,100	11,500

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年9月21日	2017年10月19日	2018年6月21日	2018年6月21日
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	54,700	48,100	12,100	29,600
権利確定	—	—	—	—
権利行使	18,500	18,000	—	17,300
失効	—	—	—	—
未行使残	36,200	30,100	12,100	12,300

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年10月18日	2019年6月20日	2019年6月20日	2019年10月17日
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	76,400	131,200
付与	—	—		
失効	—	—		6,100
権利確定	—	—	76,400	125,100
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	80,900	18,100	—	—
権利確定	—	—	76,400	125,100
権利行使	28,400	—	51,100	41,200
失効	600	—	—	600
未行使残	51,900	18,100	25,300	83,300

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年6月25日	2020年6月25日	2021年3月12日	2021年6月24日
権利確定前				
前連結会計年度末	—	108,200	92,200	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	11,100	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	108,200	81,100	—
権利確定後				
前連結会計年度末	21,100	—	—	15,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	21,100	—	—	15,000

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年6月24日	2021年11月18日	2022年6月30日	2022年6月30日
権利確定前				
前連結会計年度末	89,400	99,700	—	—
付与	—	—	14,800	99,900
失効	—	12,900	—	—
権利確定	—	—	14,800	—
未確定残	89,400	86,800	—	99,900
権利確定後				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	14,800	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	14,800	—

(単位：株)

会社名	提出会社
決議年月日	2023年2月16日
権利確定前	
前連結会計年度末	—
付与	133,600
失効	—
権利確定	—
未確定残	133,600
権利確定後	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2015年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記ストック・オプションの数については、当該株式分割後の株数に換算して記載しております。

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年6月13日	2014年10月23日	2016年2月10日	2016年2月10日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	3,312	—	3,209
付与日における 公正な評価単価(円)	1,172	1,136	1,483	1,428

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年9月15日	2016年9月15日	2016年9月15日	2017年9月21日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	3,229	3,364	—
付与日における 公正な評価単価(円)	1,876	1,809	1,809	2,786

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年9月21日	2017年10月19日	2018年6月21日	2018年6月21日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,897	3,209	—	2,897
付与日における 公正な評価単価(円)	2,726	3,073	3,147	3,126

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年10月18日	2019年6月20日	2019年6月20日	2019年10月17日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	3,170	—	3,256	3,229
付与日における 公正な評価単価(円)	2,345	2,652	2,626	2,644

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年6月25日	2020年6月25日	2021年3月12日	2021年6月24日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	2,572	2,548	3,256	3,784

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年6月24日	2021年11月18日	2022年6月30日	2022年6月30日
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価（円）	3,757	4,554	2,920	2,868

会社名	提出会社
決議年月日	2023年2月16日
権利行使価格（円）	1
行使時平均株価（円）	—
付与日における 公正な評価単価（円）	3,195

(注) 2015年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。権利行使価格、行使時平均株価及び付与日における公正な評価単価につきましては、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 2022年6月30日決議（2022年7月15日付与分）

①使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

②使用した主な基礎数値及びその見積方法

イ 株価変動性 35.4%

2017年11月～2022年7月までの株価実績に基づき算定しております。

ロ 予想残存期間 4.8年

ストック・オプション報酬規程に定めている各役職のストック・オプション報酬基準額で加重平均することにより、見積もっております。

ハ 予想配当 33.04円/株

直近1年間の配当実績に基づいております。

ニ 無リスク利率 0.02%

残存期間が予想残存期間に近似する長期国債の複利利回りの平均値を使用しております。

(2) 2022年6月30日決議（2022年7月15日付与分）

①使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

②使用した主な基礎数値及びその見積方法

イ 株価変動性 34.0%

2016年1月～2022年7月までの株価実績に基づき算定しております。

ロ 予想残存期間 6.5年

算定時点から権利行使期間の中間点までの期間と推定して見積もっております。

ハ 予想配当 33.04円/株

直近1年間の配当実績に基づいております。

ニ 無リスク利率 0.11%

残存期間が予想残存期間に近似する長期国債の複利利回りの平均値を使用しております。

(3) 2023年2月16日決議（2023年3月3日付与分）

①使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

②使用した主な基礎数値及びその見積方法

イ 株価変動性 33.63%

2016年9月～2023年3月までの株価実績に基づき算定しております。

ロ 予想残存期間 6.5年

算定時点から権利行使期間の中間点までの期間と推定して見積もっております。

ハ 予想配当 32.51円/株

直近1年間の配当実績に基づいております。

ニ 無リスク利率 0.37%

残存期間が予想残存期間に近似する長期国債の複利利回りの平均値を使用しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
棚卸資産評価損	1,461百万円	1,906百万円
未払事業税	358百万円	229百万円
賞与引当金	1,165百万円	699百万円
棚卸資産に関する未実現利益	405百万円	621百万円
退職給付に係る負債	2,168百万円	2,271百万円
減価償却超過額	356百万円	708百万円
資産除去債務	536百万円	692百万円
繰越欠損金(注)	690百万円	478百万円
その他	1,735百万円	2,167百万円
繰延税金資産小計	8,879百万円	9,775百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△505百万円	△438百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△310百万円	△287百万円
評価性引当額小計	△816百万円	△725百万円
繰延税金資産合計	8,063百万円	9,049百万円
繰延税金負債		
固定資産の加速償却	△877百万円	△943百万円
固定資産除去費用	△384百万円	△506百万円
無形固定資産時価評価	△756百万円	△676百万円
固定資産圧縮積立金	△75百万円	△74百万円
その他	△357百万円	△756百万円
繰延税金負債合計	△2,451百万円	△2,957百万円
繰延税金資産の純額	5,611百万円	6,092百万円

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「繰延税金資産」の「その他」に含めていた資産除去債務、「繰延税金負債」の「その他」に含めていた固定資産の加速償却及び固定資産除去費用について、重要性が増したため、当連結会計年度より「資産除去債務」、「固定資産の加速償却」及び「固定資産除去費用」として区分掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っています。

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	27	27	17	4	2	611	690百万円
評価性引当額	△27	△27	△17	△4	△2	△425	△505百万円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	185	(b)185百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金690百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産185百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度（2023年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(c)	2	5	10	15	4	440	478百万円
評価性引当額	△2	△5	△10	△15	△4	△400	△438百万円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	39	(d) 39百万円

(c) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(d) 税務上の繰越欠損金478百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産39百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
役員賞与否認	0.5%	0.0%
交際費等損金不算入項目	0.0%	0.0%
住民税均等割等	0.1%	0.1%
評価性引当額の減少	△0.8%	△0.2%
子会社の適用税率差	△4.6%	△4.7%
税額控除	△0.8%	△0.7%
その他	1.4%	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.4%	26.1%

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはF A事業、金型部品事業、VONA事業の3つの領域において事業を展開しております。顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載のとおりです。

2 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)		
受取手形	12,168	15,723
売掛金	59,519	61,096
期首残高 合計	71,687	76,819
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)		
受取手形	15,723	16,490
売掛金	61,096	59,869
期末残高 合計	76,819	76,359
契約負債 (期首残高)	1,142	1,679
契約負債 (期末残高)	1,679	1,183

契約負債は顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。前連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,142百万円であります。なお、契約負債の重要な変動はありません。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,679百万円であります。なお、契約負債の重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、株式会社ミスミグループ本社（当社）、連結子会社51社、非連結子会社1社及び関連会社2社で構成されており、FA事業、金型部品事業、VONA事業の3つの領域において事業を展開しております。

「FA事業」はFA（ファクトリーオートメーション）などの生産システムの合理化・省力化で使用される自動機の標準部品、高精度の精密生産装置に利用される自動位置決めモジュール、光技術関連の各種実験研究機器の開発・提供と電子機器類のデジタル化に伴い変化する各種機器生産現場への部材などを開発・提供しております。

「金型部品事業」は主に自動車、電子・電機機器分野に金属塑性加工用プレス金型、プラスチック射出成形用金型に組み込む金型標準部品、精密金型部品の開発・提供をしております。

「VONA事業」はミスミブランド以外のメーカー品も取り揃えた、ウェブ販売を中心とする一般流通品事業です。製造・自動化関連設備部品に加えて、MRO（消耗品）等の間接材を提供しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載の方法と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結 損益計算書 計上額
	FA事業	金型部品 事業	VONA 事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	119,253	75,108	171,799	366,160	—	366,160
外部顧客への売上高	119,253	75,108	171,799	366,160	—	366,160
セグメント間の内部売上高	—	—	—	—	—	—
計	119,253	75,108	171,799	366,160	—	366,160
セグメント利益※	23,381	9,542	19,287	52,210	—	52,210

※ セグメント利益の合計は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(注) 当社グループにおいては、内部管理上、資産（又は負債）を報告セグメントごとに配分していないため、報告セグメント別の資産（又は負債）を記載しておりません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結 損益計算書 計上額
	FA事業	金型部品 事業	VONA 事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	121,932	79,125	172,093	373,151	—	373,151
外部顧客への売上高	121,932	79,125	172,093	373,151	—	373,151
セグメント間の内部売上高	—	—	—	—	—	—
計	121,932	79,125	172,093	373,151	—	373,151
セグメント利益※	21,384	8,723	16,506	46,615	—	46,615

※ セグメント利益の合計は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(注) 当社グループにおいては、内部管理上、資産（又は負債）を報告セグメントごとに配分していないため、報告セグメント別の資産（又は負債）を記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)売上高

(単位：百万円)

日本	中国	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	その他	計
175,463	74,986	53,918	33,899	20,781	7,110	366,160

(注) 売上高は当社グループの本邦と本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(2)有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中国	ベトナム	アメリカ	その他	計
15,161	11,052	6,205	4,939	9,161	46,520

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)売上高

(単位：百万円)

日本	中国	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	その他	計
172,661	68,900	56,182	42,521	24,257	8,627	373,151

(注) 売上高は当社グループの本邦と本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(2)有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中国	ベトナム	アメリカ	その他	計
15,792	11,484	5,951	6,616	8,561	48,405

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

固定資産の減損損失は報告セグメントに配分しておりません。当該減損損失は、642百万円であります。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

固定資産の減損損失は報告セグメントに配分しておりません。当該減損損失は、44百万円であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	975.04円	1,093.98円
1株当たり当期純利益金額	132.15円	120.53円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	131.72円	120.18円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	279,959	314,224
普通株式に係る純資産額(百万円)	277,225	311,286
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	1,937	1,989
非支配株主持分	797	948
普通株式の発行済株式数(千株)	284,452	284,675
普通株式の自己株式数(千株)	129	130
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	284,323	284,545

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	37,557	34,282
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	37,557	34,282
普通株式の期中平均株式数(千株)	284,200	284,420
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)		
新株予約権	935	841
普通株式増加数(千株)	935	841
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の 概要	2021年11月18日取締役会 決議による新株予約権 新株予約権の数 997個 (普通株式 99,700株)	—

(重要な後発事象)

当社は、2023年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 理由

当社は、将来にわたって競争優位性を保ち、持続的成長と企業価値向上を実現するため、IT、生産、物流の事業基盤の強化やサプライチェーンの強靱化に積極的に取り組み、事業モデルを刷新し続けています。

そのため、中長期的な視点での成長投資と株主の皆さまへの還元は、バランスを取りながら実施してまいります。配当につきましては、経営基盤拡充、財務体質の強化、資本効率の向上なども勘案し、配当性向25%で実施しており、自己株式取得につきましては、手元資金、成長投資機会、株式市場の動向など状況に応じて、機動的に実施してまいります。

本自己株式取得は、株主還元の充実と機動的な資本政策を目的としています。

2. 取得する株式の種類：普通株式

3. 取得する株式の数：4,000,000株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.41%)

4. 株式取得価額の総額：10,000百万円(上限)

5. 自己株式取得の期間：2023年5月1日～2023年7月31日

6. 取得方法：取引一任方式による東京証券取引所における市場買付

(ご参考) 2023年3月31日時点の自己株式保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 284,545,327株

自己株式数 130,070株

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	1,775	1,972	1.8	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,409	4,709	2.0	2024年4月1日～ 2034年3月31日
合計	7,184	6,682	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、リース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりです。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	1,590	1,065	995	735

3. リース債務残高には、当連結会計年度の期首から米国会計基準を適用している在外子会社において適用されたASU第2016-02号「リース」に伴い計上されたリース債務は、金利の負担を伴わないものであるため含めておりません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	93,101	188,158	281,995	373,151
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	14,513	27,391	39,073	46,533
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	10,586	20,240	28,641	34,282
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	37.23	71.18	100.71	120.53

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	37.23	33.95	29.54	19.83

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,130	43,358
未収入金	※1 8,039	※1 7,992
関係会社預け金	6,431	16,970
その他	27	2,287
流動資産合計	38,628	70,609
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	32,320	32,320
関係会社長期貸付金	5,093	1,431
繰延税金資産	1,405	1,212
その他	100	100
投資その他の資産合計	38,919	35,063
固定資産合計	38,919	35,063
資産合計	77,548	105,672
負債の部		
流動負債		
未払金	※1 2,746	※1 6,822
関係会社預り金	3,202	30,980
未払法人税等	3,008	157
賞与引当金	1,052	190
役員賞与引当金	250	51
事務所移転費用引当金	—	128
その他	220	325
流動負債合計	10,480	38,655
固定負債		
退職給付引当金	1,642	881
その他	47	31
固定負債合計	1,690	913
負債合計	12,170	39,568

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,664	13,936
資本剰余金		
資本準備金	20,363	20,635
その他資本剰余金	557	557
資本剰余金合計	20,920	21,192
利益剰余金		
利益準備金	402	402
その他利益剰余金		
別途積立金	27,400	27,400
繰越利益剰余金	1,133	1,264
利益剰余金合計	28,936	29,067
自己株式	△81	△81
株主資本合計	63,439	64,114
新株予約権	1,937	1,989
純資産合計	65,377	66,104
負債純資産合計	77,548	105,672

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
営業収益	※1 26,307	※1 22,123
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1, ※2 18,473	※1, ※2 12,661
営業利益	7,834	9,461
営業外収益		
受取利息	※1 79	※1 417
受取手数料	225	189
雑収入	4	0
営業外収益合計	308	607
営業外費用		
支払利息	※1 0	※1 387
雑損失	0	0
営業外費用合計	1	388
経常利益	8,142	9,680
特別損失		
事務所移転費用	※3 —	※3 214
特別損失合計	—	214
税引前当期純利益	8,142	9,466
法人税、住民税及び事業税	436	△102
法人税等調整額	△247	193
法人税等合計	189	90
当期純利益	7,953	9,375

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	13,436	20,134	557	20,692	402	27,400	997	28,800
当期変動額								
新株の発行	228	228	—	228	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△7,817	△7,817
当期純利益	—	—	—	—	—	—	7,953	7,953
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	228	228	—	228	—	—	136	136
当期末残高	13,664	20,363	557	20,920	402	27,400	1,133	28,936

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△80	62,848	1,787	64,636
当期変動額				
新株の発行	—	456	—	456
剰余金の配当	—	△7,817	—	△7,817
当期純利益	—	7,953	—	7,953
自己株式の取得	△0	△0	—	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	—	—	149	149
当期変動額合計	△0	591	149	741
当期末残高	△81	63,439	1,937	65,377

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	13,664	20,363	557	20,920	402	27,400	1,133	28,936
当期変動額								
新株の発行	272	272	—	272	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△9,244	△9,244
当期純利益	—	—	—	—	—	—	9,375	9,375
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	272	272	—	272	—	—	131	131
当期末残高	13,936	20,635	557	21,192	402	27,400	1,264	29,067

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△81	63,439	1,937	65,377
当期変動額				
新株の発行	—	544	—	544
剰余金の配当	—	△9,244	—	△9,244
当期純利益	—	9,375	—	9,375
自己株式の取得	△0	△0	—	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	—	—	51	51
当期変動額合計	△0	674	51	726
当期末残高	△81	64,114	1,989	66,104

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理しております。

(4) 事務所移転費用引当金

当社の事務所移転に伴い、主に旧事務所賃借料のうち将来支払見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社は当社グループの経営戦略立案や管理ならびにそれらに付随する業務を行っています。当該業務における財又はサービスの支配が子会社に移転した時点で、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しております。

5 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※ 1 関係会社に係る注記

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
短期金銭債権	8,039百万円	8,191百万円
短期金銭債務	2,739百万円	6,817百万円

2 偶発債務

当社は、関係会社が行う為替予約および信用状の開設等について、その取引銀行と同取引に係る保証契約を締結しております。保証債務の極度額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司	1,223百万円	1,335百万円
MISUMI KOREA CORP.	244百万円	267百万円
MISUMI TAIWAN CORP.	122百万円	133百万円
MISUMI Vietnam CO., LTD.	257百万円	280百万円
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	110百万円	120百万円
PT. MISUMI INDONESIA	120百万円	120百万円
MISUMI USA, INC.	881百万円	961百万円
MISUMI Investment USA Corporation	30百万円	33百万円
MISUMI Mexico S. de R.L. de C.V.	367百万円	400百万円
計	3,357百万円	3,651百万円

上記のほか、関係会社の建物賃貸借契約に係る債務について保証を行っております。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
MISUMI Mexico S. de R.L. de C.V.	50百万円	18百万円
Dayton Progress (Mexico), S. de R.L. de C.V.	140百万円	52百万円
計	191百万円	71百万円

上記のほか、関係会社の当座借越契約に係る債務について保証を行っております。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
MISUMI Mexico S. de R.L. de C.V.	一百万円	200百万円
Dayton Progress (Mexico), S. de R.L. de C.V.	一百万円	267百万円
計	一百万円	467百万円

3 コミットメントライン契約

運転資金の安定的かつ機動的な調達を目的に、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
コミットメントライン契約の総額	15,000百万円	15,000百万円
借入実行残高	一百万円	一百万円
差引額	15,000百万円	15,000百万円

4 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約は財務制限条項が付されており、下記のいずれかに該当した場合、本契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) 各事業年度末日の連結貸借対照表における純資産の部の合計金額が、直近の事業年度末日の連結貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額未満となった場合
- (2) 各事業年度の決算期の連結損益計算書における経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上した場合

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	26,307百万円	22,123百万円
営業費用	2,039百万円	1,538百万円
営業取引以外の取引による取引高	305百万円	670百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
給料手当	3,963百万円	1,708百万円
賞与引当金繰入	1,052百万円	160百万円
役員賞与引当金繰入	250百万円	51百万円
退職給付費用	417百万円	101百万円
賞与	1,102百万円	577百万円
業務委託料	5,342百万円	4,577百万円
賃借料	2,477百万円	1,760百万円
おおよその割合		
販売費	2%	4%
一般管理費	98%	96%

※3 事務所移転費用

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

社の事務所移転に伴うものであり、主に重複家賃、引越費用等であります。

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。
市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
子会社株式	32,320	32,320
計	32,320	32,320

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
新株予約権	584百万円	600百万円
退職給付引当金	503百万円	269百万円
未払退職金	一百万円	220百万円
賞与引当金	322百万円	58百万円
未払事業税	31百万円	47百万円
長期未払金	14百万円	6百万円
その他	7百万円	842百万円
繰延税金資産小計	1,462百万円	2,045百万円
評価性引当額	一百万円	△768百万円
繰延税金資産合計	1,462百万円	1,276百万円
繰延税金負債		
組織再編に伴う関係会社株式	57百万円	57百万円
その他	一百万円	7百万円
繰延税金負債合計	57百万円	64百万円
繰延税金資産純額	1,405百万円	1,212百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金益金不算入	△29.4%	△29.9%
交際費等損金不算入項目	0.0%	0.0%
住民税均等割	0.1%	0.0%
その他	1.0%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.3%	1.0%

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

収益を理解するための基礎となる情報

「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	1,052	190	1,052	190
役員賞与引当金	250	51	250	51
事務所移転費用引当金	—	128	—	128

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・ 売渡し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.misumi.co.jp/ir/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|--|-----------------|--|--|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類
並びに確認書 | 事業年度
(第60期) | 自 2021年4月1日
至 2022年3月31日 | 2022年6月24日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第60期) | 自 2021年4月1日
至 2022年3月31日 | 2022年6月24日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書
及びその確認書 | 第1四半期
(第61期) | 自 2022年4月1日
至 2022年6月30日 | 2022年8月5日
関東財務局長に提出。 |
| | 第2四半期
(第61期) | 自 2022年7月1日
至 2022年9月30日 | 2022年11月4日
関東財務局長に提出。 |
| | 第3四半期
(第61期) | 自 2022年10月1日
至 2022年12月31日 | 2023年2月3日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | | | |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書 | | | 2022年6月30日
関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書 | | | 2022年6月30日
関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書 | | | 2023年2月16日
関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 | | | 2023年6月16日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書の訂正報告書 | | | |
| 2022年6月30日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）にかかる訂正報告書 | | | 2022年7月19日
関東財務局長に提出。 |
| 2022年6月30日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）にかかる訂正報告書 | | | 2022年7月19日
関東財務局長に提出。 |
| 2023年2月16日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）にかかる訂正報告書 | | | 2023年3月3日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 自己株券買付状況報告書 | | 自 2023年4月1日
至 2023年4月30日
自 2023年5月1日
至 2023年5月31日 | 2023年5月15日
関東財務局長に提出。
2023年6月14日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月19日

株式会社 ミスミグループ本社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉原 一貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮下 淳

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミスミグループ本社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミスミグループ本社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

商品及び製品の評価に関する会計上の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当連結会計年度の連結貸借対照表に商品及び製品62,750百万円（連結総資産の16.6%）を計上している。</p> <p>会社は、ミクロン単位のサイズバリエーションを含む非常に多種の商品及び製品を取扱っており、基幹システムにより商品及び製品ごとの入出荷取引の記録及び移動平均単価計算を行っている。また、基幹システムを利用し商品及び製品ごとに顧客の購買動向から将来の販売需要を予測し、発注数を決定する在庫管理体制を構築している。</p> <p>注記事項(重要な会計上の見積り)に記載の通り、会社は、販売在庫取扱い開始から一定の期間が経過し、かつ今後販売見込みがないと判断される一定数量以上の商品及び製品について、定期的に原則100%帳簿価額を切下げの方法を採用している。</p> <p>会社が属する業界においては、製造業を中心とした自動化関連産業のグローバルでの需要の高まりが期待されているものの、地政学リスクの高まり、アフターコロナの市場構造転換およびグローバルサプライチェーンの地域ブロック化の進展などにより、将来の市場動向については一定の不確実性が存在する状況にある。</p> <p>会社は、このような不確実性に対処するため、強固なサプライチェーンを構築し商品及び製品の在庫を拡充する事業戦略を採用することで、グローバルベースで顧客に対する確実短納期を引き続き実現し、顧客に対する時間価値を提供することを志向している。</p> <p>商品及び製品の評価に関する会計上の見積りは、販売在庫取扱い開始から一定の期間を経過した後の販売価格及び販売数量の予測に基づくものであり、不確実性を伴い、かつ、経営者の判断が必要となる。</p> <p>以上より、当監査法人は当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、商品及び製品の評価に関する会計上の見積りの合理性を検討するに当たり、主として、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>内部統制の検証</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在庫管理プロセスのうち、特に商品及び製品の評価見積りプロセスにおいて会社内で評価ルールの合理性を検討する内部統制の整備・運用状況の評価を実施した。 ・ 当監査法人のIT専門家を関与させ、商品及び製品の評価に利用される在庫管理システムのIT全般統制の整備・運用状況について評価を実施するとともに、商品及び製品の評価に利用した基幹システムから生成される企業作成情報の正確性・網羅性を検証した。 ・ <u>リスク評価手続</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の販売価格及び販売数量の予測の合理性について、会社が作成した説明資料を閲覧の上、経営環境の変化を踏まえたサプライチェーンマネジメントの方針及び会社の事業戦略について経営者に対する質問を実施し、両者の整合性を検討した。 ・ <u>リスク対応手続</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の手続を実施し、販売在庫取扱い開始から一定の期間における在庫の販売見込みに関する経営者の仮定の合理性を検討した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売在庫取扱い開始年度別売上推移分析を地域別を実施し、販売在庫取扱い開始から一定の期間に売上数量の著しい下落が生じる傾向がないかどうかを評価した。 ・ 商品及び製品群別の在庫回転期間分析を実施し、回転期間の著しい長期化が生じていないかどうかの評価を実施した。 ・ 一定の回転期間を超える在庫について、地域別・販売在庫取扱い開始からの経過年数別の金額推移分析を実施し、経営者の仮定と矛盾するトレンド変化が生じていないかどうかを評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ミスミグループ本社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ミスミグループ本社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月19日

株式会社 ミスミグループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉原 一貴

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 宮下 淳

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミスミグループ本社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミスミグループ本社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価に関する会計上の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、純粋持株会社であり、当事業年度の貸借対照表に關係会社株式32,320百万円（総資産の30.6%）を計上している。</p> <p>注記事項（重要な会計方針）1 有価証券の評価基準及び評価方法に記載の通り、關係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とするが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理が必要となる。</p> <p>会社は、關係会社の純資産持分額をもって減損判定の基礎となる実質価額としている。關係会社株式の実質価額は過去から継続して著しく低下しておらず、当事業年度も状況に重要な変化はないため、關係会社株式の実質価額の回復可能性が問題となるような状況には至っていない。しかしながら、当監査法人は、会社が純粋持株会社であることを踏まえ、關係会社株式の評価が相対的に最も重要な監査領域であると考えた。</p> <p>以上より、当監査法人は当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、關係会社株式の評価に関する会計上の見積りの合理性を検討するに当たり、内部統制の有効性を検討するとともに、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・關係会社株式の評価に関する会社見解について、会社が作成した説明資料を閲覧の上、経営者に対する質問を実施した。 ・關係会社株式の実質価額の算定基礎となる各社の簿価純資産額が含まれる財務情報について、実施した財務情報の監査手続及び特定項目の監査手続並びにグループ・レベルでの分析的手続とその結果に基づき、当該財務情報の信頼性を確かめた。 ・当該各關係会社株式の実質価額と帳簿残高を比較検討することにより、実質価額が著しく低下していないかどうかを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月23日

【会社名】 株式会社ミスミグループ本社

【英訳名】 MISUMI Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 西 本 甲 介

【最高財務責任者の役職氏名】 C F O ・ 常務執行役員 兼 ファイナンスプラットフォーム 代表執行役員
高 波 徹

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南一丁目6番5号
(2023年3月1日付で、東京都文京区後楽二丁目5番1号から上記に移転しております。)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役会長 西本甲介及びCFO・常務執行役員 兼 ファイナンスプラットフォーム代表執行役員 高波徹は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である2023年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

財務報告に係る内部統制の評価手続の概要については、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」という。）の整備及び運用状況の評価した上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。また、当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とし、全社的な内部統制、及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社及び連結子会社について評価の対象とし、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。なお、金額的及び質的影響の重要性の観点から、僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用関連会社については、全社的な内部統制の範囲に含めておりません。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結売上高を指標に、その概ね2/3程度の割合に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定し、それらの事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「売上高」「売掛金」「棚卸資産」「仕入高」「買掛金」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象に関する業務プロセスや、見積りや予測をともなう重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、個別に評価の対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2023年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月23日

【会社名】 株式会社ミスミグループ本社

【英訳名】 MISUMI Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 西本甲介

【最高財務責任者の役職氏名】 CFO・常務執行役員 兼 ファイナンスプラットフォーム 代表執行役員
高波 徹

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南一丁目6番5号
(2023年3月1日付で、東京都文京区後楽二丁目5番1号から上記に移転しております。)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長 西本甲介及び当社CFO・常務執行役員 兼 ファイナンスプラットフォーム 代表執行役員 高波徹は、当社の第61期(自2022年4月1日 至2023年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

